

茅ヶ崎市・寒川町
広域連携施策推進計画書

目 次

1	はじめに	1
2	1市1町の概要	2
3	1市1町のつながり	3
4	計画書策定の目的・目指す姿	6
5	1市1町の広域連携の取組実績	8
6	計画書の位置づけ	9
7	計画書の期間	10
8	計画書の体系	11
9	各事務事業の概要（改定）	
	1 住民サービスの向上	12
	2 事務の効率化	23
	3 市町相互の組織強化	26
10	推進体制	31

資料編

資料1	広域連携に関する「協定書」 （平成元年12月6日締結）	33
資料2	広域連携について（制度及び活用状況） （神奈川県「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（抜粋）」（平成23年度版））	34
資料3	地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（抜粋） （平成28年7月1日現在 総務省自治行政局市町村体制整備課調べ）	43
資料4	大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋） （平成25年6月25日 第30次地方制度調査会答申）	44
資料5	人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（抜粋） （平成28年3月16日 第31次地方制度調査会答申）	48
資料6	1市1町の今後の人口推移	53
資料7	1市1町の高齢化率・高齢者世帯の状況	56
資料8	用語の説明	59

1 はじめに

社会を取り巻く環境は複雑化・高度化しており、基礎自治体である市町村が行う事務の内容も同様に変化しています。特に行政区域を越えた行政需要は、単独の市町村では解決しがたい問題となっています。また、現下の日本経済は国の成長戦略により回復傾向にあるものの、高度経済成長時代のような右肩上がりの成長は期待できません。さらには、少子高齢化社会が進展することが見込まれるなど自治体には身の丈にあった財政運営が求められています。

このような状況の中、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、「住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本」としたうえで、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」との考えのもと、3 次にわたる一括法の施行によって基礎自治体である市町村への権限移譲や条例制定権の拡大等権能の強化が図られ、地方分権改革の動きはさらに加速しています。

地域の実情にあった自主的・自立的な行財政運営が行える環境整備も進みつつある中で、限られた行財政基盤の中で住民ニーズにしっかりと対応しつつ事務の効率化を図っていくためには、単独の自治体で行うのではなく、複数の自治体で広域連携を推進していく必要があります。

茅ヶ崎市と寒川町（以下「1 市 1 町」）は、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまっているため地域的な結びつきが強く、これまでも官民間わず様々な広域連携・交流が行われてきました。このような状況を踏まえ、1 市 1 町は平成元年 12 月 6 日に締結された広域連携に関する「協定書」に基づき、広域連携の取組を実施してまいりました。

この取組のさらなる推進のため、平成 25 年 8 月に「茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」）」を策定し、この基本的な考え方に基づき、平成 26 年度より本推進計画書に位置付けた事業を実施してまいりました。

平成 28 年度には、本推進計画書に位置付けた各取組の検証を経て、これまでの成果や今後の取組の充実化を図るため本推進計画書の改定を行いました。

本推進計画書をもとに 1 市 1 町の広域連携による住民の福祉の向上を実現してまいります。



寒川町長 木村俊雄 茅ヶ崎市長 服部信明

2 1市1町の概要



茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 20 分に位置し東京から西に 50km 圏内にあります。面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km で、周囲は 30.46km に及んでいます。気候も四季を通じて温暖という環境から、明治から昭和初期にかけては湘南の別荘地、保養地といわれてきました。こうした自然に恵まれた住みよい条件のなかで、昭和 22 年 10 月、神奈川県内で 8 番目の市として市制を施行し、昭和 30 年 4 月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平成元年 12 月に県内で 7 番目の 20 万都市に発展しました。



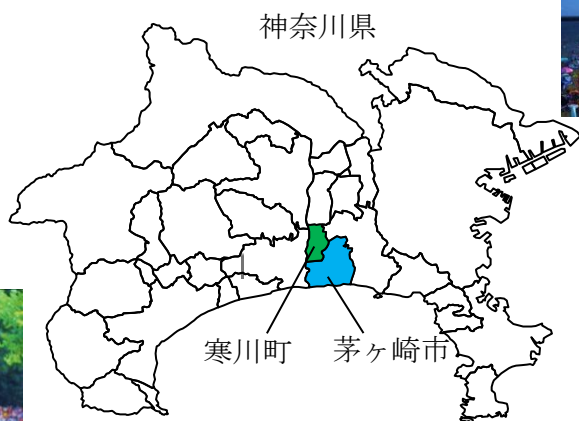
寒川町は、東経 139 度 23 分 4 秒、北緯 35 度 22 分 23 秒に位置しており、首都圏から 50km 圏内にあります。神奈川県の中南部に位置し、相模川の河口から上流約 6km の左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域の面積は、13.42km²で、東西 2.9km、南北 5.5km と南北に長く、標高は約 5～27m で、おおむね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、小出川及び目久尻川によって形成された沖積低地となっています。台地部分は宅地と畑が大部分を占め、山林はわずかしかなりありません。沖積低地は、水田の割合が多いものの、昭和 30 年代以降の埋め立てにより宅地化された地域もかなりあります。



浄見寺山門と桜



寒川神社流鏝馬



サザンビーチ



寒川町駅前イルミネーション

3 1市1町のつながり

1市1町は、歴史的にみても近代以前から盛んに交流が行われていました。

江戸時代初期、現在の茅ヶ崎市及び寒川町の地域は共に高座郡に属しておりました。当時の高座郡は、現在の相模湾沿岸から東京都八王子市との都県境あたりまでと広く、相模川と境川の間の相模野台地の大部分を占めており、100以上の村が属していました。そのうち、茅ヶ崎市域には23ヵ村、寒川町域には11ヵ村ありました。

大岡越前守忠相（通称：大岡越前）として全国的にも有名な大岡忠相を輩出した大岡家は当時、堤村（現茅ヶ崎市堤）を中心にその周辺を領地としており、大岡忠相の領地は下大曲村（現寒川町大曲）にありました。後に数々の功績が認められ大名となり、5ヵ国に分かれる領地を再編することになった際も、下大曲村は先祖が徳川家康からもらった土地であることを理由に手放すことはありませんでした。なお、忠相の墓は、2代目当主が初代である大岡忠勝を弔うために建設した浄見寺（茅ヶ崎市堤）にあります。



浄見寺山門と桜



浜降祭の様子

また、起源については諸説がありますが、江戸時代後期には、「神奈川県が無形民俗文化財」や「かながわのまつり 50 選」にも選出されている浜降祭が行われていたと言われています。現在は1市1町からおよそ40社もの神社が参加しています。最古の記録である明治11年の参加記録では寒川神社（寒川町宮山）と鶴嶺八幡社（茅ヶ崎市浜之郷）の2社となっています。なお、明治4年の太政官布告に

より村社となった鶴嶺八幡社は、明治6年から10年までの間、国幣中社となった寒川神社の摂社となっていました。

その他、相模国大山（現伊勢原市）にある大山阿夫利神社への参詣者が通った道である大山街道（大山道）が、藤沢市四ツ谷で東海道（現国道1号）から分かれ、茅ヶ崎市を東西に横切り寒川町の一之宮を通っていることや、東海道の茅ヶ崎市今宿から寒川町田端などを通り八王子へと続く八王子道が茅ヶ崎辺りでは通称「さかな道」と呼ばれており、魚を売る行商人で賑わっていたとの記録も残っていることから、古くから住民同士が盛んに交流していたものと思われます。

明治時代に入ると、村々の制度が何度となく改変され、明治22年に市制町村制

が施行され、茅ヶ崎市域には茅ヶ崎・松林・鶴嶺・小出の4ヵ村が、寒川町域では11の村が合併して寒川村がそれぞれ発足しました。その後、茅ヶ崎市域では小出村を除く3ヵ村の合併が行われ、明治41年に茅ヶ崎町が成立しました。

大正10年には、相模川流域一帯の利便と相模川の砂利の採取・運搬を目的に相模線の茅ヶ崎～寒川間が開通し、大正15年には寒川駅～倉見駅まで延伸されたことにより住民の往来が容易になりました。また、茅ヶ崎市下寺尾西方、寒川町大曲周辺においては、縄文時代から中世・



下寺尾遺跡群

近世にかけての遺跡群（下寺尾遺跡群）が所在しています。そのなかでも、近年になって古代相模国高座郡の中心となる郡役所（高座郡家）や大きなお寺である下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）など、全国的にも重要な遺跡が発見され、平成27年3月10日に下寺尾官衙遺跡群として、高座郡家及び下寺尾廃寺の一部が国の史跡として指定されました。このことから、茅ヶ崎市、寒川町に跨がるこの地が、当時の中心的な場所であったことがうかがえます。

こうした歴史に代表されるように1市1町では古くから密接な結びつきがあり、その結果として現在でも、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまっていることから地域的な結びつきが強く、次頁一覧のとおり様々な項目について多くの共通事項があります。

国指定史跡下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群



下寺尾遺跡群 分布図

下寺尾遺跡群は、茅ヶ崎市に4ヵ所（高座郡衙（西方遺跡）・西方貝塚・七堂伽藍跡・河道遺跡（北B遺跡））、寒川町に2ヵ所（岡田南河内遺跡・大曲五反田遺跡）の計6ヵ所からなる遺跡群です。

◆ 1 市 1 町の共通事項（主なもの）

分 類	項 目	団体等の名称・概要
行政関係	都市計画区域	湘南圏域内の区域（茅ヶ崎都市計画）
	警察署の管轄	神奈川県茅ヶ崎警察署
	保健所の所管区域	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所※ 茅ヶ崎市保健所（平成 29 年 4 月～）
	交通安全協会の活動範囲	茅ヶ崎地区交通安全協会
	神奈川県営水道の営業所	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所
各種団体の区域	医師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎医師会
	歯科医師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会
	薬剤師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会
	獣医師会の区域	公益社団法人神奈川県獣医師会茅ヶ崎寒川支部
	神奈川土建一般労働組合の支部	一般社団法人神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎支部
	神奈川県建築事務所協会の支部	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎支部
	神奈川県理容生活同業組合の支部	神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
	神奈川県管工事業協同組合の支部	神奈川県管工事業協同組合茅ヶ崎支部
	食品衛生活動の区域	茅ヶ崎地区食品衛生協会
	中学校体育連盟の地区	茅ヶ崎地区中学校体育連盟
歴史・文化	浜降祭	「神奈川県無形文化財」や「かながわのまつり 50 選」に選出されている神事。
	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡他）	国の史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群を含む寒川町・茅ヶ崎市に跨がる遺跡群。
	寒川神社・鶴嶺八幡社	明治 6 年から 10 年まで鶴嶺八幡宮は寒川神社の摂社となっていた。
	大山街道（大山道）	茅ヶ崎市を東西に横切り寒川の一之宮を通り伊勢原市の大山に至る参詣道。
	八王子道（魚道）	明治から昭和の戦前にかけて「さかな道」と呼ばれ、魚の行商人で賑わっていた。
	相模線開通	大正 10 年に茅ヶ崎～寒川間が開通。大正 15 年には寒川駅～倉見駅まで開通。
	大岡越前守忠相（通称：大岡越前守）	江戸時代の名奉行大岡越前守として全国的にも有名な人物。

※県が所管している寒川町域の保健所の業務については、平成 29 年 4 月の茅ヶ崎市の保健所政令市移行に伴い、茅ヶ崎市が県から事務の委託を受けます。

4 計画書策定の目的・目指す姿

地方分権推進の流れの中で、平成 11 年からの全国的な合併推進の取組の結果、平成 11 年 3 月 31 日現在 3,232 あった市町村数が、平成 26 年 4 月 1 日には 1,718 になり、その後の権限移譲の取組も含めて、各市町村の行財政運営の基盤強化が図られました。今後は現在の市町村の枠組みを基本としながら、さらなる基盤強化に向けて地域の実情に応じて個別の事務事業ごとにスケールメリットを活かした広域的な連携を図ることが求められています。その際には、地域の枠組みや個別の事務・事業の目的、連携による効果等を勘案しながら広域連携のパートナーを決めていくこととなります。

1 市 1 町は、地域の結びつきから医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みに見られるように活動単位が同一であるという点が挙げられます。このことは、様々な分野で 1 市 1 町の広域連携の取組の可能性が十分あることを示しています。こうした 1 市 1 町の地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を通じて、厳しい財政状況の中でも自立可能な行財政運営の実現を図り、住民の福祉の向上を目指します。

地方分権改革に係る国・県・1 市 1 町の主な動向

国の動向

- H9. 7 市町村合併と広域行政の推進
⇒市町村合併及び広域行政等の推進
- H10. 5 地方分権推進計画
⇒市町村合併等の推進
- H13. 3 「市町村合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）
⇒多様化高度化する広域的行政課題への対応
- H20. 5 地方分権改革推進委員会第一次勧告
⇒広域自治体と基礎自治体の役割分担
⇒基礎自治体への権限移譲の推進
- H25. 6 第30次地方制度調査会答申
⇒集約とネットワーク化
⇒新たな広域連携制度の必要性
- H28. 3 第31次地方制度調査会答申
⇒人口減少時代における持続可能な地方行政体制及びガバナンスのあり方

神奈川県の動向

- H8. 6 「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」設置
⇒権限移譲に関する県と市町村協議
- H19. 7 「地域主権実現のための基本方針」策定
⇒市町村の行政機能・財政基盤の充実強化に向けた取組への支援
- H23. 5 「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方」策定
⇒市町村の広域連携の取組を県が積極的に支援
⇒選択と集中の考えのもと、広域連携に対する取組へ重点的に財政支援
- H24. 10 「地域主権実現のための指針」策定
⇒市町村の広域連携の取組を県が積極的に支援

1 市 1 町の広域連携の動向

- H元. 12 広域連携に関する「協定書」締結
⇒広域連携による住民福祉の向上
- H24. 11 「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」設置
⇒1 市 1 町の広域連携を推進するため常設の会議を設置
- H25. 8 「茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方」策定
⇒協定書を踏まえた 1 市 1 町の広域連携に関する基本的な考え方を整理
- H26. 3 「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」策定
⇒基本的な考え方に基づき、広域連携の具体的な取組を位置付けた計画
- H29. 3 「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」改定
⇒推進計画書掲載の事業の検証を通じて連携事業の充実強化を図る

この目指す姿を実現するため、「住民サービスの向上」、「事務の効率化」及び「市町相互の組織強化」の3つの目的を柱に据えて、各目的にかなう具体的な広域連携施策に取り組んでいきます。

住民サービスの向上	・住民の参加機会の拡大 ・住民の費用負担の軽減 等
事務の効率化	・事務手続きの簡素化・短縮化 ・経費の削減 等
市町相互の組織強化	・広域的課題への迅速な対応 ・多様な住民ニーズへの対応 等

◆ 3つの柱及び期待される効果

1市1町の住民が得られる直接的なメリットとしては、イベントや講座等の相互利用が進めば、参加機会の拡大につながり1市1町の団体や個人の様々な活動の輪が広がります。また、共同実施によるスケールメリットを活かした参加者の費用負担軽減が挙げられます。さらには、1市1町の各業界団体と行政とが円滑に連携することによって様々な事業展開が期待できます。

一方、行政内部においては、事務や事業の共同実施によって事務の効率化が図られるとともに、国や県からの補助金等の特定財源の活用が可能となり、各取組における経費の節減が期待できます。こうして捻出した財源を住民サービスの向上を目指した施策に充てることも可能となります。

また、それぞれの市町の枠では収まらない広域的な課題への対応、多様化・高度化する住民ニーズへの対応のためには、市町職員の人材の育成や市役所・町役場の組織の見直しを含めた組織強化が必要です。こうした組織強化の取組は、住民が抱えるニーズに対して一番身近なそれぞれの市町が応えられることにつながります。

これら3つの柱の取組は相互に関連しており、一体的に実施することによって相乗的な効果を生み出します。

5 1市1町の広域連携の取組実績

〔基本協定・計画書等〕

- ・広域連携に関する「協定書」を締結（平成元年12月6日）
- ・茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議を設置（平成24年11月1日）
- ・茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方を策定（平成25年8月）
- ・茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書を策定（平成26年3月）

〔環境〕

- ・し尿処理に関する事務（平成5年4月1日～）
…茅ヶ崎市が寒川町にし尿処理に関する事務の管理等を委託
- ・可燃ごみ処理に関する事務（平成14年10月1日～）
…寒川町が茅ヶ崎市に可燃ごみ処理に関する事務の管理等を委託
- ・資源物処理に関する業務（平成24年4月1日～）
…資源物の中間処理施設「寒川広域リサイクルセンター」を共同で整備するとともに、茅ヶ崎市が寒川町に資源物処理に関する事務を委託
- ・不燃ごみ処理に関する事務（平成27年4月1日～）
…寒川町が茅ヶ崎市に不燃ごみ処理に関する事務の管理等を委託

〔消防・防災〕

- ・茅ヶ崎市、寒川町、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会との災害時の協定を締結（平成27年5月25日）
…災害時に多数の死者が生じた際、身元不明遺体の身元確認業務を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すため「災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定」を締結
- ・消防指令業務の共同運用（平成28年2月15日～）
…寒川町が茅ヶ崎市に消防指令業務に関する事務を委託

〔保健福祉〕

- ・茅ヶ崎市と寒川町が連携し、在宅医療の推進への取り組み開始（平成25年度～）
- ・「茅ヶ崎市と寒川町における在宅医療介護連携推進事業の協同実施に関する協定書」を締結（平成27年4月1日）
…茅ヶ崎市保健所内に住民や関係者からの在宅医療等に関する相談窓口を開設予定（平成29年度予定）

〔住民生活〕

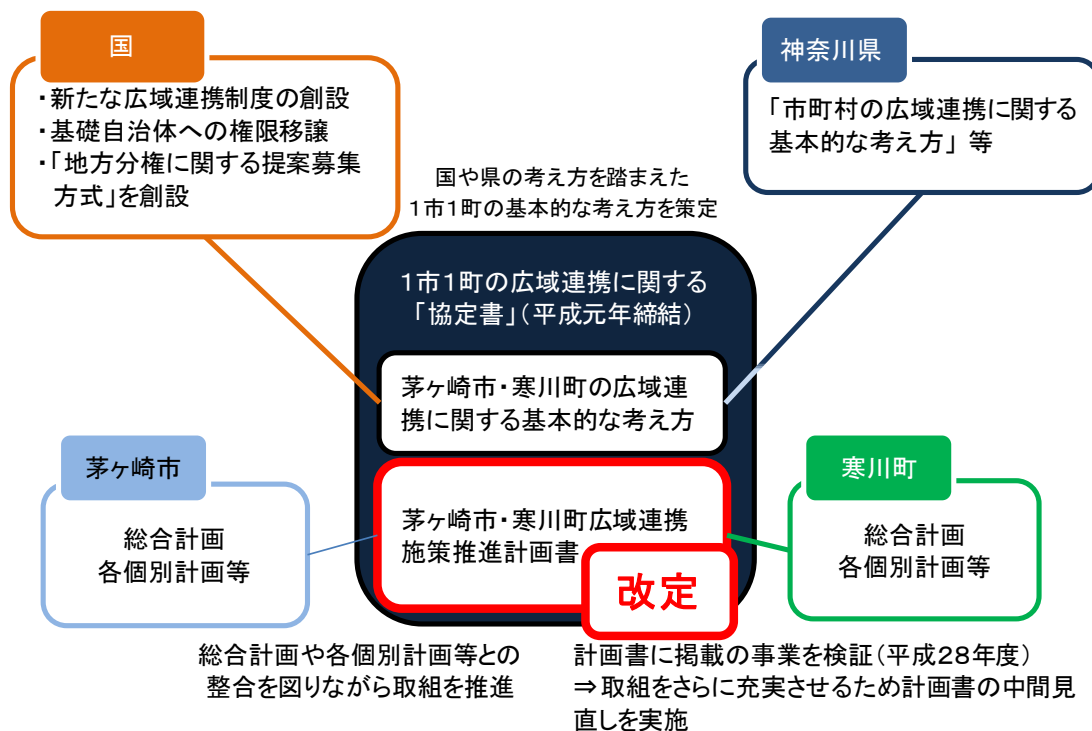
- ・火葬に関する事務（平成6年4月1日～）
…寒川町が茅ヶ崎市に火葬に関する事務の管理及び執行を委託
- ・消費生活相談窓口相互利用（平成17年10月3日～）
…茅ヶ崎市・寒川町が開設している消費生活相談の窓口を両市町住民の利用が可能
- ・多重債務相談窓口の広域的利用（平成20年4月1日～）
…茅ヶ崎市の開設窓口を寒川町住民が利用することが可能
- ・消費生活法律相談（平成27年4月1日～）
…茅ヶ崎市の開設窓口を寒川町住民が利用することが可能
- ・司法書士相談（平成27年4月1日～）
…茅ヶ崎市・寒川町が開設している司法書士相談の窓口を両市町住民の利用が可能
- ・寒川町田端スポーツ公園の町外団体の利用（平成28年4月1日～）
…寒川町田端スポーツ公園における町外団体の利用が可能

6 計画書の位置づけ

1市1町の広域的事務事業について、連携して取組み、住民の福祉向上に資することを理念とした「協定書（平成元年 12 月 6 日締結）」の下にこの協定書の理念を達成するための「基本的な考え方」があり、本推進計画書はその実現に向けた具体的な取組テーマを位置づけます。

基本的な考え方の示す方向性は、国や県が示す地方分権の取組や広域連携に関する方針等との整合を図っていきます。

また、本推進計画書で位置づけた各取組については、事業実施に際し、各個別計画等との整合を図りながら取り組んでいきます。



7 計画書の期間

本推進計画書は、「基本的な考え方」に基づき広域連携の取組を実施するものであり、短期的取組（平成26年度～平成27年度から実施）及び中長期的取組（平成28年度～平成30年度から実施）に分けた計画とします。

計画期間中における各取組の検証については、平成28年度に短期的取組及び中長期的取組の検証を実施し、その結果を現計画に反映しました。また、平成30年度には、計画書掲載の全ての取組に関して再度検証を行い、本計画期間後（平成31年度以降）の改定版作成の作業を行います。

なお、本推進計画期間中に新たに取組テーマが設定された際には、適宜、本推進計画書に反映させていきます。

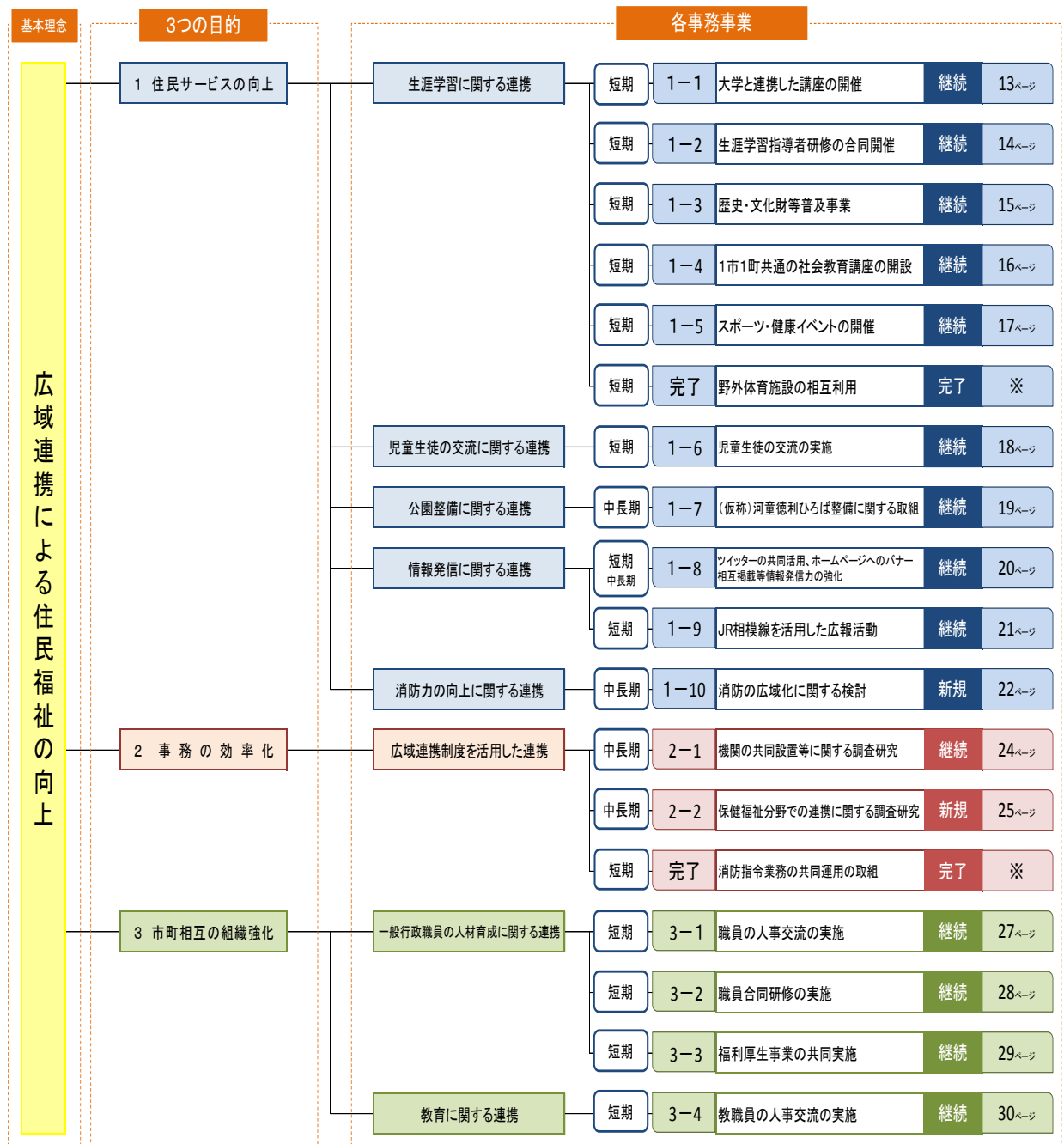
			茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書(第1期)				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1期計画書	当初計画書	短期的取組(計画書掲載事業) (平成26～27年度から実施)	段階的に実施			取組の検証 (中間見直し)	
		中長期的取組(計画書掲載事業) (平成28～30年度から実施)	調査研究				
		新たな広域連携の取組項目				実現に向け協議 新たな取組を追加	
	見直し後	茅ヶ崎市・寒川町広域連携 施策推進計画書(第1期) (平成26～30年度)			現計画 に反映		取組の検証 (計画書総括)

※計画書…茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書

		茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書(第2期)		
		平成31年度	平成32年度	...
第2期	茅ヶ崎市・寒川町広域連携 施策推進計画書(第2期) (平成31年度～)	次期計画 に反映		取組の検証 (中間見直し)

総括結果を次期計画に反映

8 計画書の体系



※完了（目標を達成）した事務事業は取組実績一覧（P.8）に掲載

9 各事務事業の概要

1 住民サービスの向上

1 市 1 町の生涯学習活動の活性化を目指し、大学と連携した講座や市町共通の学習課題に対する講座等の共同開設、地域の歴史や文化等の普及啓発に向けた取組、さらには指導者としての人材発掘や育成等を共同して取り組んでいきます。また、健康増進と地域交流を目的として、スポーツ・健康イベントの参加対象者を拡大させ参加機会を拡大させます。

教育分野では、これまで行われている児童・生徒の交流の充実に向けた取組の調査研究を行います。

「かながわの昔話 50 選」に選ばれている民話「河童徳利」にゆかりのある場所を公園として整備する事業について、整備予定地が 1 市 1 町境をまたぐことから、連携しながら市民・町民に親しまれる民話公園として整備していきます。

平成 28 年 2 月 15 日より運用を開始した消防指令業務共同運用と並行し、さらなる住民サービスの向上を目指して 1 市 1 町における消防の広域化に向けた検討を行います。

こうした様々な事業について、ツイッターや公式HPでの共同発信等、連携して市民・町民の皆様へ効果的に情報発信をしていきます。

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携		1-1 大学と連携した講座の開催									
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部文化生涯学習課 【寒川町】 町民部協働文化推進課	概要	文教大学公開講座、文教大学共催講座及び立正大学デリバリーカレッジ（茅ヶ崎市）と文教大学出張講座（寒川町）などの講座を基として、1市1町住民が参加しやすい形で大学と連携した講座を開催します。 各市町既存講座を連携事業として実施し、1市1町の住民が相互に参加できる形で開催します。 なお、開催に係る費用については、両市町が負担します。									
	目的・効果	住民の多様で高度な学習ニーズに応えるため、茅ヶ崎市、寒川町、大学との連携による公開講座と出張講座を開催し、生涯学習の充実と住民の学習機会の拡大を図ります。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	・立正大学デリバリーカレッジ（H27：延べ132名参加、H28：延べ76名参加）〔茅ヶ崎市〕 ・文教大学公開講座（全6回の連続講座）（H26：111名応募、延べ407名参加、H27：105名応募、延べ368名参加、H28：88名応募、延べ390名参加）〔茅ヶ崎市〕 ・文教大学出張講座（H26：延べ10名参加、H27：延べ19名参加、H28：延べ27名参加）									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	・H28年度までの実績より、複数回にわたる大学との連携講座は、合同実施よりも両市町での実施の方が参加者にとって参加しやすいため、合同実施でなく1市1町の住民が相互に参加できる形で開催とします。 ・連携事業について、相互の広報紙、ホームページ掲載や公共施設等へのチラシ配架のみでなく、他の広報媒体なども活用し、相互の住民の参加を受け入れ、学習機会の提供回数を増やすことで連携を図ります。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
連携講座の準備・開催											
合同講座の準備・開催											

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携		1-2 生涯学習指導者研修の合同開催									
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部文化生涯学習課 【寒川町】 町民部協働文化推進課	概要	生涯学習の人材登録制度登録者、生涯学習推進委員、生涯学習活動に意欲のある方を対象とし、講師としてのスキルアップを目的とした合同研修を開催します。さらに1市1町の生涯学習活動の充実と日頃から抱える課題解決を狙い、参加者同士の情報交換の機会を設け、指導者や講師間のネットワークづくりを図ります。 合同事業実施までは試験的に各市町で行う生涯学習指導者研修事業を連携事業とし、それぞれの市町の主催とします。対象者は1市1町の住民まで広げます。なお、合同事業は公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用も視野に入れ検討し、連携事業は両市町が負担します。									
	目的・効果	1市1町の生涯学習活動の活性化をめざし、生涯学習人材登録制度登録者、公民館生涯学習推進委員、また生涯学習活動に意欲のある方に研修の機会を提供し、1市1町の指導者間の情報交換を図りながら、地域での生涯学習活動の充実を図ります。さらに、本研修を通じ地域人材の発掘を図ります。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	・支援者向け講座の開催（H26：30名参加、H28：22名参加）[茅ヶ崎市] ・生涯学習支援セミナーの開催（H26：18名参加、H27：35名参加、H28：29名参加）[寒川町]									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	広域で行うことにより、研修回数の減少や会場が遠くなる等参加者の利便を損なわないよう、研修会の開催方法及び講座内容等を調整した上で今後実施します。 また、参加者同士の情報交換の機会を設け指導者や講師間のネットワークづくりをより図ります。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
連携研修の準備・開催	研修実施(各市町住民の研修相互利用) 合同研修事業への統合										
合同研修の準備・開催	実施に向けた調査・研究 実施要項策定 周知、準備 合同研修実施										

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携		1-3 歴史・文化財等普及事業									
担当課 【茅ヶ崎市】 教育推進部社会教育課 【寒川町】 教育委員会教育総務課 寒川文書館	概 要	文化財保護や歴史資料保存の啓発の取組として、1市1町の共通のテーマの抽出及び研究を行い、講演会、資料展、講座等を計画的に共同開催します。（想定される共通テーマ：浜降祭、下寺尾官衙遺跡群、大山街道、小出川、各遺跡など） なお、事業は、1市1町による共催とし、事業費は公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用しながら、原則、両市町が負担し進めていきます。									
	目的・効果	1市1町に関わる行事、祭事、遺跡、郷土の歴史等の認識を深め、自分の住む地域のすばらしさを再確認するとともに、歴史的なつながりの相互の理解の醸成を図ります。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	・連続講座「下寺尾官衙遺跡群を学ぶ」(H26：102名参加) ・連続講座「さむかわ考古学講座」(H27:42名参加) ・企画展「浜降祭 寒川の記録資料から」(H27: 420名来場) ・企画展「写真からみる茅ヶ崎の浜降祭」(H27: 697名来場) ・講演会「寒川と茅ヶ崎の浜降祭」(H27：62名参加) ・「平安時代の木簡が語る本村居村遺跡」(H28：39名参加) ・企画展「田村通り大山道を歩く」(H28：1,733名来場) ・企画展「地図と写真でみる茅ヶ崎の大山道」(H28: 820名来場) ・講演会「茅ヶ崎と寒川の大山道」(H28：62名参加) 下寺尾官衙遺跡群、浜降祭など両市町に共通する歴史的資源について、連続講座、展示、講演会を実施することで、地域住民が地域に興味・愛着を抱く機会を創出できました。									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	今後も、巡回展や出前講座の開催を検討するなど、内容や運営に工夫を凝らしながら継続して進めていきます。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
歴史・文化財普及に向けた取組	 対象項目調査 準備作業 展示・講演実施 展示・講演実施 展示・講演実施 展示・講演実施										
既存事業の拡大実施 (寒川にて下寺尾官衙遺跡群などの連続講座)	 講座実施 講座実施 講座実施 講座実施 講座実施										
新規実行委員会形式での事業	 対象項目調査 実行委員会検討 実行委員会形式での事業は実施しない										

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携		1-4 1市1町共通の社会教育講座の開設									
担当課 【茅ヶ崎市】 教育推進部社会教育課 【寒川町】 教育委員会教育総務課	概 要	1市1町共通の地域課題や社会的課題、住民ニーズなどの学習課題を調査研究し、目標を明確にしたうえで課題解決へ繋がる講座を企画・実施します。 1市1町の共通課題は、行政が調査研究した中で学習課題を抽出します。そこに1市1町の住民が参画し、課題解決に向けた学習活動を通じて地域での実践を目指していきます。 開催場所は、市町の公共施設を想定しており、開催に係る費用については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用も視野に入れ検討します。									
	目的・効果	茅ヶ崎市と寒川町の共通の学習課題について、双方の住民が参加し課題の解決についてお互いに学び合える場を提供することにより、1市1町の地域課題等に対する理解を深めるとともに、1市1町住民同士の交流を促進します。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	・社会教育講座「健康は食の安全から」(H27：29名参加) 日常生活における「安全性」をキーワードに開催(H28) ・社会教育講座「暮らしの安全を守るために」 茅ヶ崎会場：「環境化学物質を学ぼう」(11名参加) 寒川会場：「マイナンバー制度って何？」(※2/28開催) 参加者が連携事業であることを意識できるように茅ヶ崎市と寒川町をそれぞれ1回ずつ会場にする形式の連続講座として開催しました。参加者数が伸び悩んだため講座のテーマ設定や開催形式、周知方法等について、引き続き検討する必要があります。									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	参加者増に向けた検討を行うとともに、公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用しながら、引き続き講座を開催します。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
社会教育講座	共通課題の調査研究・抽出 講座実施 講座実施										

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携		1-5 スポーツ・健康イベントの開催									
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部スポーツ健康課 【寒川町】 健康こども部健康・スポーツ課	概 要	1 市 1 町の住民を対象としたイベントを次のとおり実施しています。住民のさらなる参加機会の充実を図るため、両市町の広報紙、ホームページなどの媒体を活用し、1 市 1 町の住民の参加を呼びかけ交流を促進します。 また、事業の対象者を拡大させていく中で、参加者のニーズを把握し、共同開催を含めた新事業の展開について検討します。 【1 市 1 町の住民を対象としている事業】 ・さむかわスポーツデイ ・茅ヶ崎市新体力テスト ・市民健康マラソン ・市民インディアカフェスティバル ・ユニホック in ちがさき ・口腔衛生講演会・糖尿病講演会、コレステロール及び高血圧講演会 ・茅ヶ崎市総合体育大会中学生の部（市内・町内中学校部活動） ・寒川町観桜駅伝競走大会 ・山本昌杯少年野球大会（市内・町内少年野球チーム） ・高南一周駅伝競走大会（市内・町内住民及び過去に居住していた者） ・ちがさきスポーツ・レクリエーションフェスティバル（一部種目を除き対象制限なし） など									
	目的・効果	1 市 1 町が主催するスポーツ・健康イベントにおいて、1 市 1 町住民の健康増進と地域交流を目的として参加対象を拡大させることでスポーツをする機会や健康について学習する機会が増えます。									
	取組の実績 (平成 26～28 年度)	上記掲載の市町住民の参加できる各種スポーツイベント・講演会等の情報を広報紙、ホームページ掲載、チラシの窓口配付等により発信し、市町住民の参加を広く呼び掛けました。 しかしながら、当該イベント等における住民の相互参加は期待されたほど増加しておらず、更なる周知活動の充実が必要です。									
	取組の方向性 (平成 29～30 年度)	今後については、両市町の広報紙やホームページへの掲載、チラシの窓口配布等による情報発信を充実させ、参加機会の増加を図ります。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
イベントニーズの把握	ニーズについて随時把握 両市町連携による情報共有										
イベントの告知・開催	イベントの広報・開催(随時) 広報・ホームページによる周知の充実										
事業展開の検討・実施	検討 新たな事業実施 新事業展開の検討										

住民サービスの向上 児童・生徒の交流に関する連携		1-6 児童・生徒の交流の実施																															
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部広域事業政策課・教育委員会学校教育指導課 【寒川町】 企画部企画政策課・教育委員会学校教育課	概 要	現在1市1町で実施している小中学校における児童・生徒の交流に関する取組状況を踏まえながら、更なる連携の可能性について各小中学校と連携を図りつつ調査研究や取組を進めていきます。																															
	目的・効果	児童・生徒の経験を広めることにより社会性や豊かな人間性を育むことを目的として、学校等における児童・生徒の交流に関する取組の推進を図ります。																															
	取組の実績 (平成26～28年度)	既存の事業としては音楽会や弁論大会、中学校での部活動等で交流を行っており、平成26・27年度には、こうした既存の交流に加え、新たな連携事業の洗い出し作業を行いました。 これまでの両市町における児童生徒の交流の実績は数多くあり、現行の学校の授業や行事等の運営に支障をきたさぬよう放課後や休日に実施するとなると、新たに定例的な交流事業を創出することはかなり難しい状況です。 一方、平成28年度には、茅ヶ崎市柳島において工事を進めている（仮称）柳島スポーツ公園の仮囲いをキャンパスとした「柳島アートプロジェクト」に両市町の生徒約160名が参加し、「大変だったけど、いい経験になった」、「絆が深まった」などの感想が寄せられ、生徒同士の交流が図られるなど、こうしたイベントを通じての交流は非常に効果がありました。																															
	取組の方向性 (平成29～30年度)	今後は、「柳島アートプロジェクト」のように、両市町の各所管課が企画・実施する事業の中で、児童・生徒の効果的な交流の機会となり得る取組の有無に注視しながら、両市町の企画部門との密な連携により、取組を進めます。 なお、交流に関する分野としては、これまでの学校教育分野に限らず、社会教育や生涯学習分野等における可能性についても調査研究を進めます。																															
スケジュール																																	
短期的取組	推進計画期間																																
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																								
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期																							
情報交換・ニーズ調査	 1市1町担当課間での情報交換及びニーズ調査																																
分科会での検討 各学校との連携	 既存の取組状況確認 更なる連携に関する調査研究											 校長会や各学校との連携 試行的な取組にむけた調整											 定例的な交流事業の実施には至らず										
・各種イベントでの児童生徒間交流に向けた調整 ・学校教育分野以外での児童生徒間の交流に関する調査研究												 各種イベントでの児童・生徒間交流を図る取組																					
												 学校教育分野以外での児童・生徒間交流に関する調査研究																					

住民サービスの向上 公園整備に関する連携		1-7（仮称）河童徳利ひろば整備に関する取組									
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部広域事業政策課 建設部公園緑地課 【寒川町】 都市建設部都市計画課	概要	「かながわの昔話 50 選」にも選ばれた民話「河童徳利」を茅ヶ崎市民だけでなく、寒川町民も含め広く後世に語り継ぐことのできる公園を整備します。茅ヶ崎市域と寒川町域を跨る、小出川大曲橋下流左岸に民話「河童徳利」にちなんだ1市1町の住民が相互利用できる公園を整備します。また、民話「河童徳利」等について茅ヶ崎市民だけでなく、寒川町民等を含め広く後世に語り継がれるように管理運営方法等について調査研究します。整備にあたっては、行政境をまたぐ公園整備であることから、民有地部分の整備方法や費用負担、法令手続きなど、様々な課題について検討を進めます。									
	目的・効果	茅ヶ崎市域と寒川町域をまたがる公園整備により、1市1町の住民が相互利用できる憩いの場の設置と賑わいを創出します。整備後は寒川神社や鶴嶺八幡社、大山街道等との観光資源を活用した事業展開も期待できます。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	民話「河童徳利」にちなんだ1市1町の住民が相互利用できる公園の整備に向け、地権者や関係機関との調整、整備内容、管理手法、活用方法、費用負担等の検討を進めてきました。									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	これまでの間、分科会の中で（仮称）河童徳利ひろばの整備について検討、情報共有を図りながら、整備内容、地権者や関係機関との調整、管理運営手法について検討を進めてきましたが、引き続き、整備・供用開始に向け、地権者や関係機関との調整、ひろばの詳細設計、管理運営手法等について検討を進める必要があります。 なお、整備は小出川の護岸工事完了後に行う必要があることから、スケジュールについては小出川護岸工事の進捗状況を踏まえながら進めていきます。									
スケジュール											
中長期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
設計・整備等	関係機関等との調整、詳細設計、整備										
事業手法等	事業手法の決定 ・整備手法 ・費用負担 用地の考え方・都市公園等の検討整備後の管理運営にかかわる検討										
地権者との折衝	地権者への説明、情報提供 用地交渉										

住民サービスの向上 情報発信に関する連携		1-8 ツイッターの共同活用、ホームページへのバナー相互掲載等情報発信力の強化								
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部秘書広報課 【寒川町】 企画部広報戦略課	概 要	1市1町に関するイベントや観光、災害情報などについてツイッターの活用や連携した記者発表により情報発信力を強化します。ツイッターの活用にあたっては、フォロワー数の増加に向けた取組について引き続き検討を進めます。 また、市町それぞれの公式ホームページのトップページに作成した双方の市・町のバナーから、1市1町に関するイベント情報等の掲載ページへのリンクを継続させます。 さらには、1市1町住民への情報発信の取組の強化の一環として、イベント情報を中心にデジタルサイネージや広報板等の相互利用を検討します。								
	目的・効果	ツイッターを活用（1市1町共通アカウント）した情報発信や両市町のホームページにおける相互バナー掲載、デジタルサイネージや広報板の相互利用等により、地域的な結びつきが強い1市1町の住民の情報の取得しやすい環境の整備、さらに1市1町の住民の利便性の向上を図ります。								
	取組の実績 (平成26～28年度)	市町の公式ホームページに、それぞれのバナーを掲載するとともに、ツイッターを共同活用し、情報を提供しました。 また、両市町に共通した情報について、共同で記者会見及び記者発表を実施しました。 【参考：ツイッターフォロワー数（平成28年8月現在）】 茅ヶ崎市 11,601人 寒川町 1,940人 イベント情報をツイッター上で共有することで、市町それぞれの住民に情報発信することができ、市町それぞれのツイッターのフォロワー数も増加しました。 1市1町に共通した情報について記者会見および記者発表を実施したことで、報道機関へ広域連携を強調して周知することができました。								
	取組の方向性 (平成29～30年度)	これまで検討を進めてきたメディアセンターについては、各新聞社等の支局の統廃合が進んでいる中、実現可能性が低いため、今後は、デジタルサイネージや広報板等、相互に活用することで情報発信力が強化できる既存媒体や新規媒体の洗い出しと検討を進めます。								
スケジュール										
短期的取組 中長期的取組	推進計画期間									
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
運用方法の検討、ユーザーへの周知	運用方法の検討 周知 現在の運用方法で継続。効果的な周知方法を検討									
情報提供の実施(ツイッターでのつぶやき)	情報提供の実施 ツイッターでの積極的な情報発信を継続									
ホームページのバナーデザイン、トップページでの位置設定・バナー掲載	ホームページの修正・バナー掲載 現在の位置でバナー掲載を継続									
定例の記者発表等の検討	連携した記者発表・会見を実施(随時)									
報道機関と連携した取組事業手法及び運営方法の検討	事業手法及び運用方法の検討 実現可能性の低さから、他の媒体による情報発信力の強化を検討									

住民サービスの向上 情報発信に関する連携		1-9 JR 相模線を活用した広報活動								
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部秘書広報課 【寒川町】 企画部広報戦略課	概 要	1 市 1 町で行う不特定多数を対象としたイベントや、観光情報を相模線の駅や車両を活用して情報発信を行います。 情報発信方法については、広報紙の配架の拡大やポスターの掲示等を視野に入れ、管轄の JR 東日本との協議を進めながら検討します。								
	目的・効果	1 市 1 町のそれぞれの住民だけでなく、鉄道利用者に向けた情報発信（広報活動）を行うことによりイベント参加者、観光者を増やします。								
	取組の実績 (平成 26～28 年度)	茅ヶ崎市民、寒川町民ともに利用者の多い J R 駅改札口に広報紙を配架することで、情報の浸透を図りました。 ・ J R 茅ヶ崎駅に「広報さむかわ」を約 250 部配架 ・ J R 寒川駅に「広報ちがさき」を約 75 部配架 各駅に配架した広報紙については、駅利用者が手に取る割合が高く一定の効果がありました。								
	取組の方向性 (平成 29～30 年度)	これまでの取組実績をふまえ、今後は広報紙の増刷について検討をしてまいります。 中吊り広告については、費用対効果が低いことから、駅構内におけるポスター掲示等について関係機関も交え検討します。								
スケジュール										
短期的取組	推進計画期間									
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
広報紙の増刷、配架 (配架場所の検討、交渉、部数の検討)	広報の配架(予算の確保状況によって開始がずれる) 駅での配架を継続									
合同ポスターの作成 (掲示場所、掲示時期の調査検討)	関係者による協議、作成準備 協議を継続 駅構内でのポスター等掲示を関係機関も交え検討									
中吊り広告	関係者との協議 必要経費を基に協議を継続 費用対効果が低いことから、駅構内でのポスター等掲示を検討									

住民サービスの向上 消防力の向上に関する連携		1-10 消防の広域化に関する検討				新規				
担当課 【茅ヶ崎市】 消防本部消防総務課 企画部広域事業政策課 【寒川町】 消防本部消防総務課 企画部企画政策課	概 要	平成28年2月15日より運用を開始した消防指令業務共同運用と並行し、さらなる住民サービスの向上を目指して1市1町における消防の広域化に向けた検討を行います。 消防指令業務の共同運用は、消防指令業務部門のみの統合となりますが、消防の広域化は消防組織全体の統合となることから1市1町全体を管轄地域とする新たな消防組織について、平成28年4月1日に1市1町で立ち上げた消防広域化検討委員会及び作業部会において、一般行政並びに消防行政に係る様々な視点で調査研究を進めるため庁内横断的な協力を求めながら、1市1町で連携して検討を進めていきます。								
	目的・効果	1市1町において、今後、急速に進む高齢化に加え、生産人口減少に伴う財政面の厳しい制約が想定される中、1市1町における持続可能な消防体制の確立を目的に、消防組織の統合により規模を拡大することで、市町境等への現場到着時間の短縮や出動部隊間の柔軟な協力体制の確立といった消防力の向上及び業務統合による業務効率の向上等によりさらなる住民サービス向上が期待できます。								
スケジュール										
中長期的取組	推進計画期間									
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
消防広域化に向けた準備・調整	●消防広域化研修会 （神奈川県内自治体を対象とした研修会） ●神奈川県と1市1町とのヒアリング ●消防広域化の検討開始における1市1町での合意									
消防広域化検討委員会 消防広域化検討作業部会	●消防広域化検討委員会設置要綱の策定 消防広域化検討委員会及び作業部会での検討・協議									

※本事務事業は、1市1町の消防部門を中心に関係課で組織する茅ヶ崎市及び寒川町消防広域化検討委員会において検討するとともに、1市1町の企画部門で組織する茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議と進捗状況を確認しながら取り組んでいます。

2 事務の効率化

平成 23 年の地方自治法の改正により、これまで委員会や委員、附属機関等に限られていた共同設置の範囲が、委員会の事務局や部、課などの行政機関についても共同設置が可能となりました。現在、機関の共同設置の全国的な活用事例としては、介護保険法に基づく介護認定審査会、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に基づく市町村審査会、公平委員会が挙げられます。

地方分権に関する政府の諮問機関である第 30 次地方制度調査会では、基礎自治体の広域連携に関し「市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。」との答申が出されていることから、こうした状況を踏まえて機関の共同設置等の広域連携制度について調査研究の取組を進めていきます。

第 31 次地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方」に関する答申が出され、その中には 3 大都市圏での広域連携のさらなる推進や地方自治体のガバナンス等の体制強化の点についても指摘されており、本答申を踏まえた地方自治法等の改正の動向を見据えながら 1 市 1 町の広域連携の取り組みについて調査研究を進めていきます。

事務の効率化 広域連携制度を活用した連携		2-1 機関の共同設置等に関する調査研究									
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部広域事業政策課 監査事務局 【寒川町】 企画部企画政策課 監査委員事務局	概要	国の地方制度に関する審議機関である地方制度調査会の答申を踏まえ、総務省では新たな広域連携制度を創設するなど、基礎自治体間の広域連携を推進するとともに、今後の地方自治体のガバナンスのあり方に関し、自治体の監査等の機能強化に向けた取組を進めています。 こうした国の動向を注視しながら1市1町における広域連携制度に関する総合的な調査研究を行いました。 その中で、研究テーマを「機関の共同設置等」に設定し、監査事務局について、市町の担当課による業務量や手順等に関する情報交換を行うとともに、国の動向（地方自治法等の一部改正等）を的確に捉えながら、1市1町における共同設置の可能性について調査研究に取り組みます。									
	目的・効果	機関等の共同設置の効果は大きく2点あり、1点目は専門的や独立性が求められる業務においては、共同設置により業務の専門性や独立性が担保できる点。2点目は、裁量の余地が少ない共通業務においては、共同設置により事務の効率化が期待できる点です。									
	取組の実績 (平成26～28年度)	これまで、市町それぞれの業務実施方法の違い、共同設置にあたっての可能性や課題を整理しました。監査基準や監査委員の職務範囲の違い等の課題があるため、その課題解決に向けた研究に取り組んでいます。 なお、第31次地方制度調査会の答申等を踏まえた地方自治法等の一部改正等については、明らかとなっていないため国の動向に注視していきます。									
	取組の方向性 (平成29～30年度)	国の方向性が明示されるまでの間は、両市町の監査業務の進め方について、それぞれの市町の監査の実施手法等を情報共有する中で、共通点やその違い等を明確にするなど、引き続き調査研究を進めていきます。									
スケジュール											
中長期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
広域連携制度の調査研究	広域連携制度分科会での制度の調査研究 ● 広域連携制度に関する庁内アンケート調査の実施 ● 総務省「新たな広域連携に関する調査研究」受託事業に基づく調査研究 ● 研究テーマの設定										
機関の共同設置に係る調査研究	共同設置に関する先進事例調査及び共同設置に係る検討 監査制度に関する国の動向を踏まえた対応										

事務の効率化 広域連携制度を活用した連携		2-2 保健福祉分野の連携に関する調査研究						新規		
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部広域事業政策課 総務省「新たな広域連携に関する調査研究」事業関係課 【寒川町】 企画部企画政策課 総務省「新たな広域連携に関する調査研究」事業関係課	概要	茅ヶ崎市の保健所政令市への移行に伴い、保健所業務に関連する他の業務と両市町の保健センター業務等を一体化した高齢者対策や子育て支援等を含む総合的な保健福祉施策の可能性について検討します。								
	目的・効果	豊かな長寿社会に向けたまちづくりを実現するため、茅ヶ崎市の保健所政令市移行を踏まえ、保健所業務に関連する保健医療分野や福祉分野をはじめとしたさらなる連携施策の可能性や実現性の調査研究を行うことで、同じ保健所圏域での保健医療サービス・福祉サービスの効果的な実施、両市町の住民福祉の向上を目指します。								
	取組の実績 (平成26～28年度)	総務省「新たな広域連携に関する調査研究」事業の受託団体として、1市1町の保健所業務に関連する業務や医療福祉サービスの向上に係る連携の可能性について調査研究を行い、結果を取りまとめ総務省へ報告しました。								
	取組の方向性 (平成29～30年度)	平成27年度に実施した「新たな広域連携に関する調査研究」により得られた各業務の連携の可能性について検証を行います。								
スケジュール										
中長期的取組	推進計画期間									
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
広域連携制度の調査研究	● ● 広域連携制度に関する庁内アンケート調査の実施 総務省「新たな広域連携に関する調査研究」受託事業に基づく調査研究 研究テーマの設定 広域連携制度分科会での制度の調査研究									
保健福祉分野の連携に関する調査研究	事業等の連携の可能性について検討 検討結果に基づく対応									

3 市町相互の組織強化

地方分権が進展し、基礎自治体への権限移譲や条例制定権の拡大等、基礎自治体の職員の担う事務の増加や専門化が進んでいます。これまでのような前例踏襲の発想では、様々な難題に直面した時に課題解決をしていくことは困難です。今後さらに職員一人ひとりの専門的知識や政策の企画力、公務員としての倫理観等、総合的な能力が求められます。また、一つの自治体の枠では解決できない広域的な課題への対応のためには、他の自治体との広域的な取組が求められてきています。こうした中で、地域的な結びつきの強い1市1町の行政職員がそれぞれの地域の実情を把握しつつ、円滑に広域連携の取組ができるような人材育成の仕組みが必要です。1市1町職員の総合的な能力向上や広域的な視野の養成、さらには1市1町の広域連携施策の推進を図るため、職員の人材育成に取り組むこととします。

教員の人事交流については、教員の人事権を持つ神奈川県教育委員会が定める現行の人事交流のガイドラインを基本として、さらに1市1町の枠組みでの人事交流を活性化させていきます。

市町相互の組織強化 一般行政職員の人材育成に関する連携		3-1 職員の人事交流の実施									
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概 要				1 市 1 町の職員を相互に派遣し、人事交流を行います。派遣期間は原則として 2 年としますが、協議の上変更することができるものとします。一年度に複数の職員を派遣し、同数の職員を受け入れるものとします。人事交流を行う部署については、これまで 1 市 1 町で連携した取組を行っている部署や今後連携を充実強化していく部署とし、1 市 1 町で協議の上、別途定めることとします。 人事交流にあたっては、神奈川県及び市町村職員交流システム要綱に基づき派遣し、派遣する職員の身分は、併任とします。費用負担等詳細については、1 市 1 町で協議し協定を締結します。						
	目的・効果				1 市 1 町で相互に職員交流を行うことにより、相互理解・相互応援と協調関係のもとに連携して施策を促進することにより、1 市 1 町の発展に寄与することを目的とします。						
	取組の実績 (平成 26～28 年度)				両市町の職員を相互に派遣し、人事交流を実施しました。派遣期間は原則 2 年とし、部署についてはこれまで 1 市 1 町で連携を行っている部署や、今後連携を充実強化していく部署としました。 【職員交流している分野】 企画、産業振興、環境、消防、高齢介護 交流職員がそれぞれの職場で活躍したことにより、職場の活性化が図られ、市と町の職員間の交流が生まれるなど、成果の高い事業であると考えます。						
	取組の方向性 (平成 29～30 年度)				平成 30 年度に現在の交流職員が市町に戻りますが、30 年度以降の実施手法については、基本的には継続する考えの中で、交流する職員数や、交流する組織について、見込まれる効果や組織としての課題、負担等を考慮しながら引き続き検討していく必要があります。						
スケジュール											
短期的取組		推進計画期間									
		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
人事交流		人事交流の実施 (平成26・27年度) 平成28年度からの 人事交流準備 人事交流の実施 (平成28・29年度) 検証結果を踏まえ 平成30年度からの 人事交流準備 人事交流の実施 (平成30・31年度)									

市町相互の組織強化 一般行政職の人材育成に関する		3-2 職員合同研修の実施									
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概 要	1 市 1 町の共通課題をテーマとし、職員が具体的な政策課題等について、2～3か月の一定の期間の中で3～4日の研修を合同で行います。対象職員は中堅職員（30～40才職員）とし、講師は大学教授等に依頼します。									
	目的・効果	研修を通じ、1 市 1 町で現実には抱えている課題を取り上げ、課題を解決するプロセスや問題をとらえる力を養うことを目的とし、職員相互の交流を深め、広域的な視点や業務執行能力の向上を図ります。 また、公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修センター「地域別研修助成金」を活用し、既存の研修を合同研修に振り替えることにより委託料等のコスト削減を図ります。									
	取組の実績 (平成 26～28 年度)	1 市 1 町の共通課題をテーマとし、職員が具体的な政策課題等について、一定期間の中での合同で研修を実施しました。 【主な取組内容】※いずれも政策形成研修 ・ 1 市 1 町における生涯学習のあり方（H26：27 名受講） ・ 有償ボランティアの活用（H27：13 名受講） ・ 空家の利活用（H28：9 名受講） 政策形成や市民協働を専門とする大学教授を講師に迎え、中堅職員を対象に政策形成研修を実施しました。研修を通じ、共通の課題を解決するプロセスや問題を捉える力を養うことで、職員相互の交流を深め、広域的な視点や業務遂行能力の向上を図ることができました。									
	取組の方向性 (平成 29～30 年度)	今後は、これまでの研修の評価結果等を踏まえ、テーマ設定や手法等を検討し、引き続き、公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修センター「地域別研修助成金」を活用しながら実施していきます。									
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
合同研修	職員研修の実施 市町村振興協会への手続き 検証結果を踏まえ、職員合同研修の継続実施 市町村振興協会への手続き										
翌年度の研修内容・講師等の決定											

市町相互の組織強化 一般行政職員の人材育成に関する連携		3-3 福利厚生事業の共同実施									
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概 要		現在、各互助会が独自で実施している福利厚生事業の中から、1市1町の職員（互助会員）が共に参加できるような事業を選定し実施することにより職員交流を推進していきます。 事業の進め方としては、1市1町で幹事市（町）を決め、隔年でお互いが主体となって事業を行い、費用については、幹事市（町）でとりまとめを行い、参加人数などを考慮して按分するなど、各互助会で費用負担を行います。 具体的な事業内容については、1市1町で連携を取りながら内容を決定していきます。また、その他の事業についても共同実施の可能性について検討していきます。								
	目的・効果		1市1町で現在独自実施している福利厚生事業のうち、1市1町の職員（互助会員）が共に参加できるような事業を選定、合同実施し、職員交流の推進及び福利厚生の充実を図ります。								
	取組の実績 (平成26～28年度)		各互助会が独自で実施している福利厚生事業の中から、共同で実施可能な事業を選定し、1市1町の職員（互助会員）が共に参加できる事業を実施しました。 ・釣り事業（H26：72名参加、H27：70名参加） ・高尾山ハイキング（H27：25名参加）								
	取組の方向性 (平成29～30年度)		事業を茅ヶ崎市職員互助会と寒川町職員互助会が共同で実施することで、職員の親交を深めることができ、業務でのさらなる連携の礎となるよう取り組んでいきます。								
スケジュール											
短期的取組	推進計画期間										
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
理事会での検討	理事会での検討 理事会での検討										
1市1町での意見交換会の実施	意見交換 意見交換										
共同事業の実施（年度内に1度実施）	検証 検証結果を踏まえ、共同事業の継続										
実施事業の結果検討及び来年度へ向けた計画の策定	翌年度事業計画の策定 翌年度事業計画の策定 翌年度事業計画の策定 翌年度事業計画の策定 翌年度事業計画の策定										

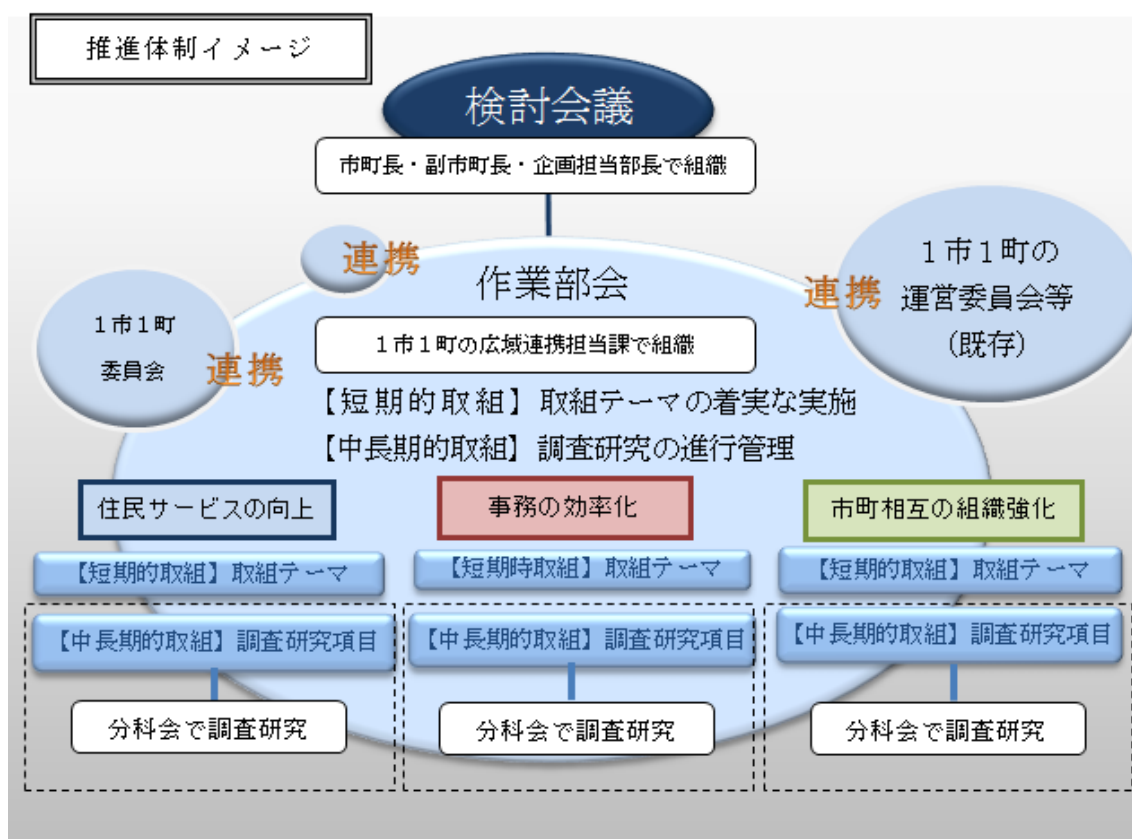
市町相互の組織強化教育に関する連携		3-4 教職員の人事交流の実施								
担当課 【茅ヶ崎市】 教育総務部学務課 【寒川町】 教育委員会学校教育課	概 要	湘南三浦教育事務所管内※の人事交流がありますが、1市1町の枠組みでの人事交流を充実させます。なお、人事交流の対象者は、小学校、中学校の県費負担教職員とします。 1市1町の教職員の人事交流に際しては神奈川県教育委員会をはじめとした関係機関等と調整を図りながら、1市1町で覚書等を締結し取り組みます。								
	目的・効果	湘南三浦教育事務所管内ではこれまでも人事の交流が行われてきましたが、1市1町の人事交流を通じて、教職員が1市1町の特色ある教育を学び、取り入れることで、教育の質的向上を図ります。教職員の資質が向上することで、1市1町の児童・生徒の学力向上が図られます。								
	取組の実績 (平成26～28年度)	平成27年3月に、両市町で教職員人事交流の校種、期間等の申し合わせを行いました。申し合わせを踏まえ、年度毎に1市1町の小・中学校の教員各1名ずつの人事交流を実施しました。交流先の学校における活動状況について、年度毎に1市1町で各1回、交流の学校において事務局職員による交流教員の授業参観を行うとともに、交流先の学校長も交えて人事交流を行っている教員との意見交換を実施しました。 ・人事交流報告会（H27年11月：茅ヶ崎市立浜之郷小学校） ・人事交流報告会（H28年1月：寒川町立南小学校） ・人事交流報告会（H28年6月：茅ヶ崎市立松浪中学校） ・人事交流報告会（H28年10月：寒川町立小谷小学校）								
	取組の方向性 (平成29～30年度)	これまで人事交流として派遣された教職員は、どの教職員も事業の目的に合致した成果を掴みつつあり、派遣先の学校でも十分な活躍をしている状況です。今後の課題としては、交流の期間（3年間が適切か、柔軟性も必要等）があげられます。 また、中学校においては、担当教科が考慮事項となってくることと学校数が少ないことなどから、今後の人事交流の継続にあたっては、課題点をあげ、申し合わせ事項の見直しも含め検討が必要です。								
スケジュール										
短期的取組	推進計画期間									
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
	課題整理 方向性の決定 覚書等の作成									
	教職員団体・県教委等 関連機関との調整									
	候補者決定 県教委への内申									
人事交流実施										
人事交流の実施・課題等に対する検討										

※湘南三浦教育事務所…鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町・寒川町（※横須賀市は、給与課に係る業務に限る。）を所管する神奈川県教育委員会教育局の出先機関です。主に、管内の公立小・中学校教職員の人事、給与等についての指導助言等を業務としています。

10 推進体制

本推進計画書の着実な取組の推進のため、1市1町の市町長、副市町長、企画担当部長で組織する茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議（以下「検討会議」）、その下に広域連携担当課で組織する作業部会において事業の進行を管理します。

また、本検討会議設置以前から1市1町の広域連携の枠組みで設置している1市1町運営委員会等（既存の会議体）の体制はそのまま維持し、適宜、本検討会議と情報共有等連携しながら1市1町の全体的な広域連携の取組の推進を図っていきます。

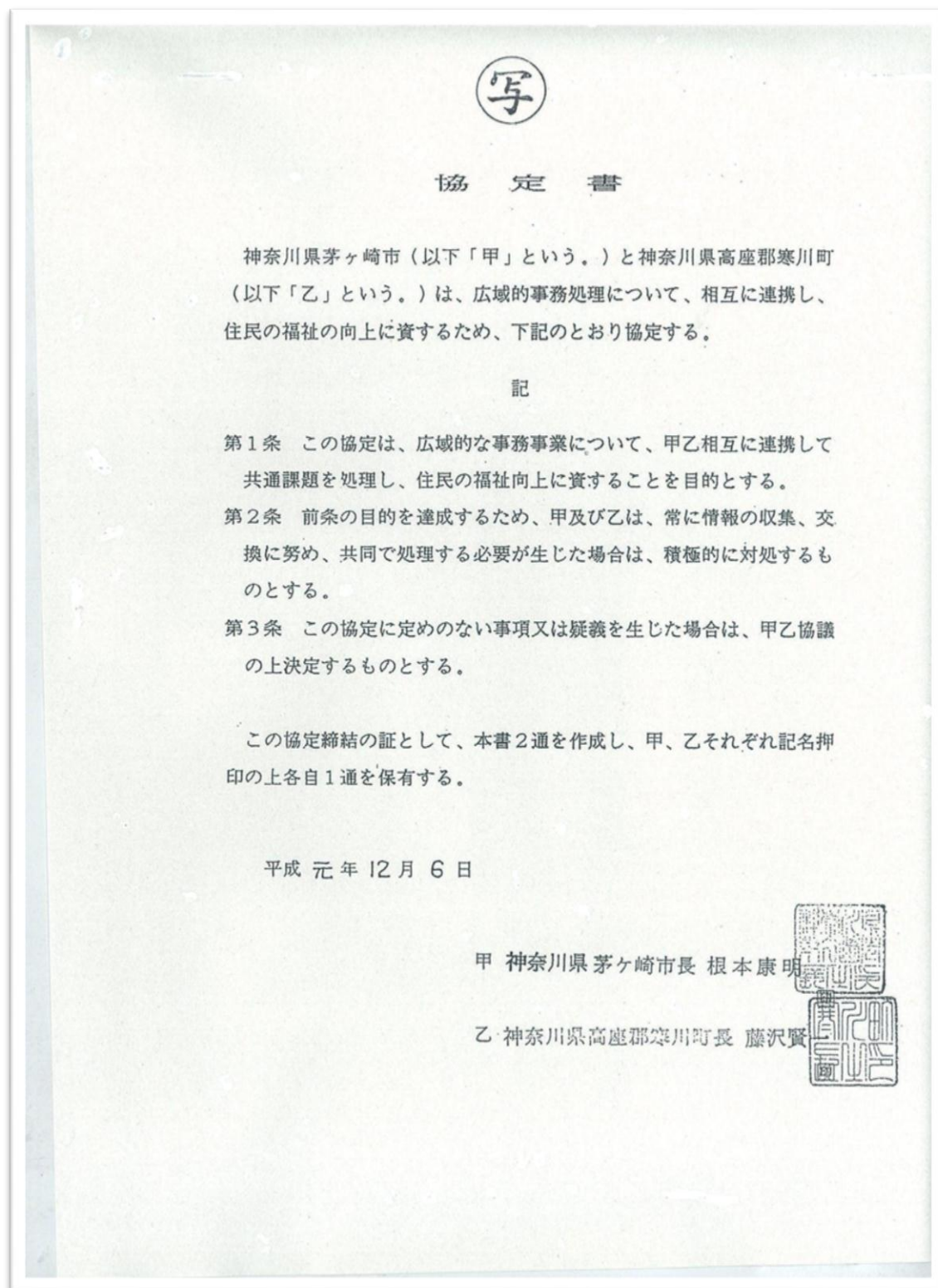


資料編

資料 1	広域連携に関する「協定書」……………	33
	(平成元年 12 月 6 日締結)	
資料 2	広域連携について(制度及び活用状況)……………	34
	(神奈川県「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方(抜粋)」(平成 23 年度版))	
資料 3	地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(抜粋)……………	43
	(平成 28 年 7 月 1 日現在 総務省自治行政局市町村体制整備課調べ)	
資料 4	大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(抜粋)・	44
	(平成 25 年 6 月 25 日 第 30 次地方制度調査会答申)	
資料 5	人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申(抜粋)……	48
	(平成 28 年 3 月 16 日 第 31 次地方制度調査会答申)	
資料 6	1 市 1 町の今後の人口推移……………	53
資料 7	1 市 1 町の高齢化率・高齢者世帯の状況……………	56
資料 8	用語の説明……………	59

資料 1 広域連携に関する「協定書」

(平成元年 12 月 6 日締結)

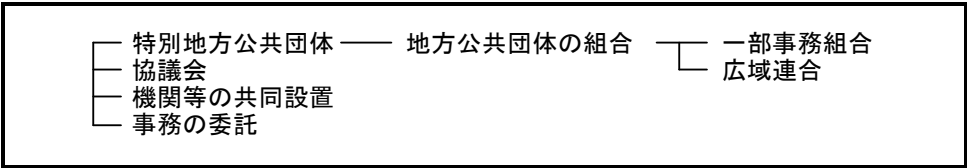


資料2 広域連携について（制度及び活用状況）
 神奈川県「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（抜粋）」（平成23年度版）

広域連携について

1 広域連携のための制度

地方自治法に規定されている制度は次のとおりである。

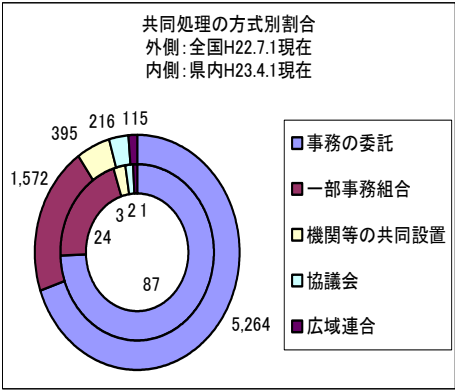


※ 平成23年の法改正により、全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団は廃止された。

※ 平成26年の法改正により、事務の代替執行、連携協約が制度化された。

これらの制度は、事務の合理化、効率化に資する手段として広く活用されているが、全国でも県内でも、事務の委託と一部事務組合がそのほとんどを占めている。

	県内件数	県内割合	全国件数	全国割合
事務の委託	87	74.4%	5,264	69.6%
一部事務組合	24	20.5%	1,572	20.8%
機関等の共同設置	3	2.6%	395	5.2%
協議会	2	1.7%	216	2.9%
広域連合	1	0.9%	115	1.5%
合計	117	100.0%	7,562	100.0%



（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

2 広域連携のための制度の概要と活用分野

それぞれの制度の概要や活用状況などは次のとおりである。

(1) 事務の委託

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体にゆだねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

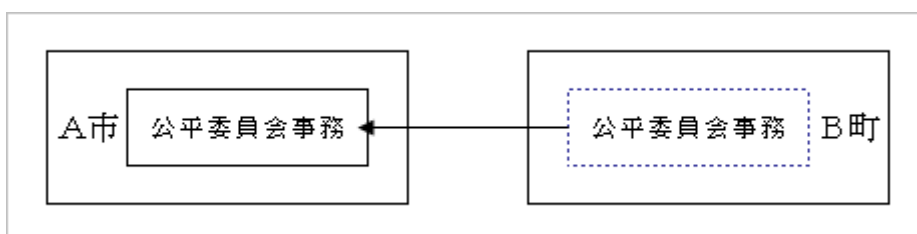
事務の委託の成立により、事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、これは、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。

事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失う。

(特 徴)

- 法人格がなく、しくみが簡単
- 執行が受託側に一元化され責任の所在が明確
- 対象事務は、委託側の権能から除外
- ◆ 「事務を委託しようとする団体が制度の活用を躊躇する」といった指摘

(概念図)



(活用状況)

	全国の活用状況	県内の活用状況
1	公平委員会 21.1% (1,111 件)	公平委員会、下水道使用料の徴収事務、 住民票等の写しの交付 等 (87 件)
2	住民票等の写しの交付 20.7% (1,089 件)	
3	競輪・競馬・競艇 16.2% (853 件)	

(出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧)

(2) 一部事務組合

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

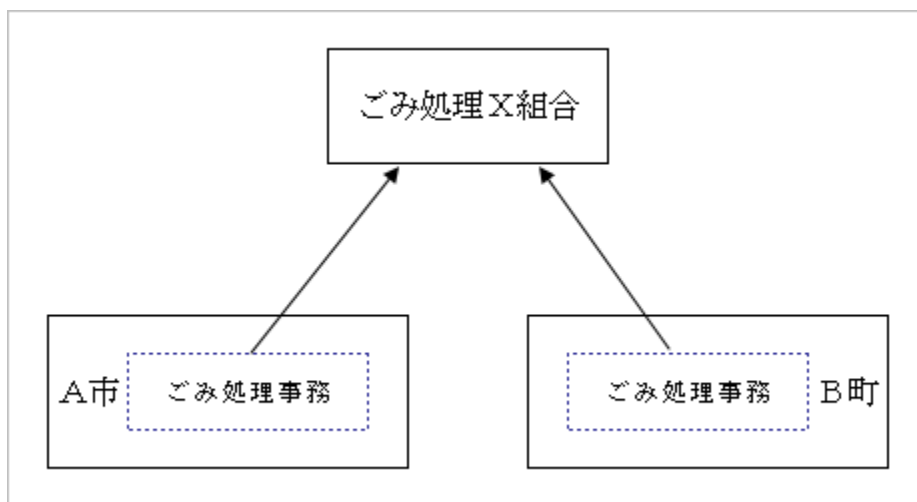
一部事務組合が成立するとそれによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。

なお、原則として普通地方公共団体に関する規定が準用されることから、その事務にかかる条例、規則等は当該一部事務組合が制定する。

(特 徴)

- 法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能
- 責任の所在が明確
- 複数の事務を共同処理することが可能
- 対象事務は、構成団体の権能から除外
- ◆ 議会、監査委員が必置（しくみが複雑）
- ◆ 「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題

(概念図)



(活用状況)

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	ごみ・し尿処理	20.0% (754 件)	共有林野の管理処分、ごみ・し尿処理、 消防・救急 等 (24 組合)
2	消防・救急	15.0% (566 件)	
3	火葬場	5.9% (223 件)	

(出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧)

(3) 機関等の共同設置

機関等の共同設置は、普通地方公共団体が協議により規約を定め、共同して、

- ・ 議会事務局もしくはその内部組織（第 138 条第 1 項、第 2 項）
- ・ 執行機関としての委員会もしくは委員（第 138 条の 4 第 1 項）
- ・ 執行機関の附属機関（第 138 条の 4 第 3 項）
- ・ 行政機関（第 156 条第 1 項）
- ・ 長の内部組織（第 158 条第 1 項）
- ・ 委員会もしくは委員の事務局もしくはその内部組織
- ・ 議会、長、委員会もしくは委員の事務を補助する職員
- ・ 専門委員（第 174 条第 1 項）

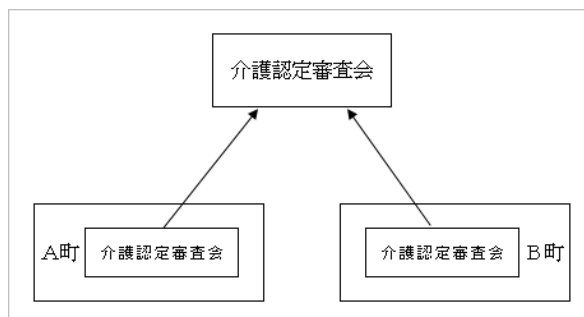
を置くものである。

共同設置された機関等は、共同設置した各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置する機関等が管理、執行したことの効果は、関係普通地方公共団体がしたことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

(特 徴)

- 法人格がなく、しくみが簡単
- 対象機関等は構成団体の共通の機関等の性格を有し、構成団体に権能が残存
- 行為の結果は構成団体に帰属（責任の所在が明確）
- ◆ 特定の部門を除き活用事例が少数

(概念図)



(活用状況)

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	介護保険	33.4% (132 件)	障害程度区分認定審査 (3 件)
2	公平委員会	28.4% (112 件)	
3	障害者福祉	26.8% (106 件)	

(出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧)

※ なお、平成 21 年度に限り総務省に設置されていた「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」によれば、機関等の共同設置の活用が期待できる領域として、次のような部門が例示されている。

税務事務（特に滞納整理、資産評価）
監査
保健所
会計管理・出納
選挙管理
国土調査
土木（設計・積算）
消費生活センター
保健福祉
生活保護（福祉事務所）
特定行政庁（建築確認等）
情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会
職員研修
観光振興
配偶者暴力相談支援センター
都道府県からの移譲事務

※ 「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」 URL
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/24165.html

(4) 協議会

普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される協議会は、普通地方公共団体の共同の執務組織であり、法人格・協議会固有の財産（事務用品や消耗品等を除く）・職員を有さない。①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の３種類がある。

①管理執行協議会が関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理執行は、それぞれ、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関がしたものとしての効力を有する。

つまり、関係普通地方公共団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と普通地方公共団体との間には代理に準ずる効果が認められる。

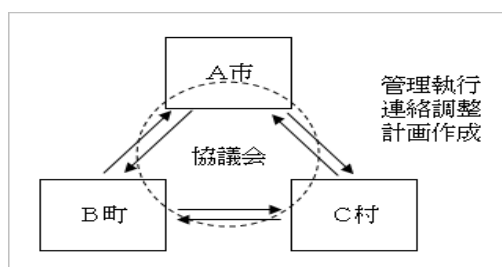
②連絡調整協議会の行う連絡調整は、事務の総合的、統一的な処理を行うために、相互に情報や意見の交換を行い、共同の方針を求めるものである。それ自体としては何らの法律的効果を生ぜず、協議会の行った連絡調整の結果に基づいて、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が事務の管理執行をして初めて、外部的効果を生ずる。

③計画作成協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又はその長その他の執行機関は、当該計画に基づいてその事務を処理し、またはその権限に属する事務を管理執行する。

(特 徴)

- 法人格がなく、しくみが簡単
- ◆ 行為の結果は構成団体の連帯責任（責任の所在が不明確となりがち）
- ◆ 事務局を担当する団体に大きな負担がかかる可能性

(概念図)



(活用状況)

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	広域行政計画等	25.8% (65 件)	関東・中部・東北宝くじ協議会、湘南広域都市行政協議会 (2 件)
2	社会教育	3.6% (9 件)	
	農業用水	3.6% (9 件)	
3	小学校	2.8% (7 件)	
	中学校	2.8% (7 件)	

(出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧)

(5) 広域連合

広域連合は、普通地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、および事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

従前の一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

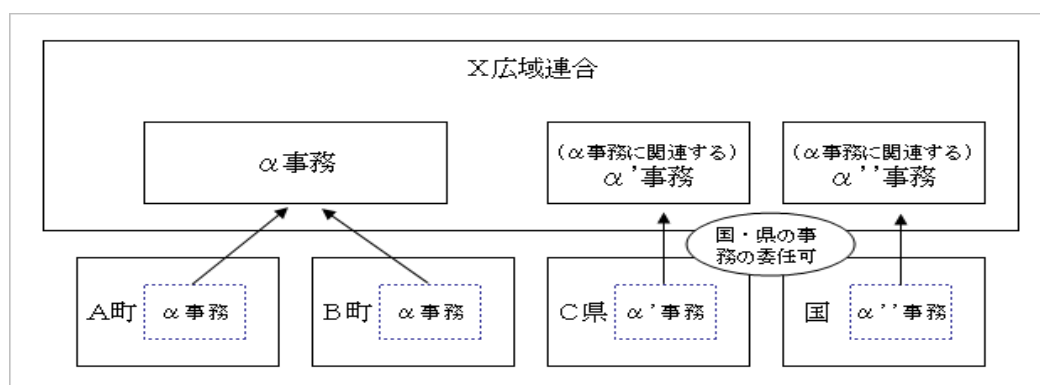
広域連合が成立すればそれによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

なお、原則として普通地方公共団体に関する規定が準用されることから、その事務にかかる条例、規則等は当該広域連合が制定する。

(特 徴)

- 法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能
- 責任の所在が明確
- 複数の事務を共同処理することが可能
- 対象事務は、構成団体の権能から除外
- ◆ 議会、監査委員、選挙管理委員会が必置（しくみが複雑）
- ◆ 「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題

(概念図)



(活用状況)

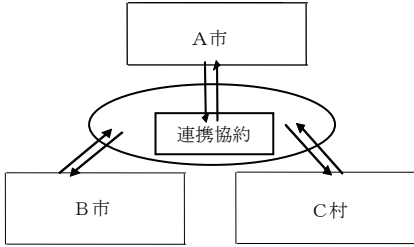
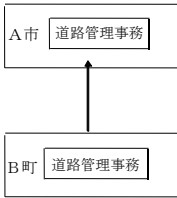
	全国の活用状況		県内の活用状況
1	後期高齢者医療	9.5% (48 件)	後期高齢者医療 (1 件)
2	介護保険	9.3% (47 件)	
3	ごみ・し尿処理	8.1% (41 件)	
4	障害者福祉	6.3% (32 件)	

(出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧)

3 一部事務組合と広域連合の相違点

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・ 特別地方公共団体	・ 同左
構成団体	・ 都道府県、市町村及び特別区 (複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ)	・ 都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・ 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの受入れ体制を整備する
処理する事務	・ 構成団体に共通する事務 (複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない)	・ 広域にわたり処理することが適当である事務 ・ 構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等		・ 国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる ・ 都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の手続の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる
構成団体との関係等		・ 構成団体に規約を変更するよう要請することができる ・ 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない ・ 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる
設置の手続	・ 関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける	・ 同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・ 法律に特段の規定はない	・ 普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる
組織	・ 議会－管理者(執行機関) ・ 複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・ 議会－長(執行機関)
議員等の選挙方法等	・ 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される	・ 議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による(選挙管理委員会必置)

(出典：総務省資料)

	連携協約	事務の代替執行
根拠条文	地方自治法第 252 条の 2	地方自治法第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4
イメージ		
法人格	なし（別組織を設置しない）	なし（別組織を設置しない）
構成団体	普通地方公共団体 ※特別区と一部事務組合・広域連合は、事務の共同処理に関しては普通地方公共団体と同様の扱いとなる。	
制度の目的等	○広域連携を一層進めるため、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化 ○普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体との連携を図るため、基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結する	○小規模市町村における事務処理の確保 ○他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長もしくは同種の委員会もしくは委員の名において管理し及び執行するため
必要な手続き	○議会の議決を経た協議により連携協約を締結し、その旨及び連携協約を告示する ○都道府県の締結したものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出	○議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、協議会②は議決不要） ○都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
その他構成団体の議会議決が必要な場合	○連携協約を変更する場合	○代替執行事務を変更する場合
	○廃止する場合	
経費の負担		○代替執行を依頼する団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	○連携協約を締結した普通地方公共団体間に、連携協約に係る争いがあるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となるものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に対し、自治紛争処理員による紛争を処理するための方策の提示を求めることができる。	○事務の委託等と異なり、代替執行を依頼する団体のルールを適用し、依頼する団体の責任において、事務を管理・執行する ○事務の代替執行を依頼した団体は当該事務を管理・執行する権限は失わない

※ H26 法改正により、連携協約及び事務の代替執行が追加された。

資料３ 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（抜粋）
（平成 28 年 7 月 1 日現在 総務省自治行政局市町村体制整備課調べ）

第 3－2 表 主な事務の種類別共同処理の状況

※()内：前回値(H26.7.1調査時点)

事務の種類	共同処理の方法	連携協約	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の代替執行	一部事務組合	広域連合	計
広域行政計画等			28 (29)				75 (79)	14 (14)	117 (122)
農業用水			8 (8)		134 (113)		30 (30)		172 (151)
林道・林野			1 (1)		11 (6)		91 (91)	3 (3)	106 (101)
病院・診療所			2 (2)	1 (1)	13 (13)		120 (107)	5 (4)	141 (127)
児童福祉				7 (6)	60 (59)		28 (29)	3 (3)	98 (97)
介護保険	4		2 (2)	130 (130)	50 (49)		199 (148)	81 (46)	466 (375)
老人福祉	4		2 (3)	5 (5)	12 (12)		91 (95)	16 (11)	130 (126)
障害者福祉	7		8 (6)	115 (113)	56 (55)		109 (84)	51 (32)	346 (290)
後期高齢者医療					62 (62)			51 (51)	113 (113)
救急・土日医療			5 (5)		74 (73)		60 (59)	11 (11)	150 (148)
上水道			6 (5)		45 (44)	1	99 (100)	1 (1)	152 (150)
下水道			7 (6)		247 (234)		33 (30)	2 (2)	289 (272)
ごみ処理			4 (2)		135 (149)		406 (399)	25 (25)	570 (575)
し尿処理					109 (103)		337 (349)	17 (16)	463 (468)
火葬場			3 (3)		90 (92)		217 (217)	14 (14)	324 (326)
小学校			7 (7)		78 (78)		9 (9)	1 (1)	95 (95)
中学校			7 (7)		73 (72)		25 (26)	1 (1)	106 (106)
社会教育			11 (11)		8 (8)		38 (41)	4 (4)	61 (64)
消防			41 (38)		159 (151)		270 (276)	22 (21)	492 (486)
救急			23 (21)		150 (144)		271 (275)	22 (21)	466 (461)
職員研修	26		2 (4)		59 (59)		55 (55)	13 (14)	155 (132)
退職手当					135 (142)		49 (49)		184 (191)
公務災害				6 (6)	362 (367)		42 (43)		410 (416)
公平委員会				117 (115)	1,141 (1143)		11 (9)	4 (4)	1,273 (1271)
競輪・競馬・競艇			1 (1)		854 (856)		26 (28)		881 (885)
会館・共有財産等の維持・管理			2 (2)		20 (18)		72 (74)	5 (5)	99 (99)
住民票の写し等の交付					1,417 (1341)		1 (0)	(0)	1,418 (1341)
監査委員事務局			1	1	1		3		6
行政不服審査法上の附属機関				12	287		7	5	311

(注) 連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合及び広域連合の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

なお、連携協約の件数は、連携中核都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。

資料 4 大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋）
（平成 25 年 6 月 25 日 第 30 次地方制度調査会）

○広域連携について（抜粋）

第 4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

1 「平成の合併」の経緯と現状

人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成 11 年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進された。その効果については、少子高齢化や人口減少の歯止め、出生率の回復といった点は長期的に評価していく必要があるが、短期的には、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価することができる。市町村合併によって組織が専門化したり、専門職員が増加したりすることによって体制が充実した市町村がある一方で、合併後も人口規模が小さな市町村においては、依然として専門職員が不足している場合があるなど、市町村合併の効果の発現には、一様でない面がある。市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合がある。このような課題の解決に向け、それぞれの合併市町村においては、コミュニティ活動等を行う団体への地域単位での支援、コミュニティバスの運行・エリアの拡大、地域のイベントや祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援、支所機能の充実によるサービスの維持・向上等、様々な取組を実施している。合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながら、地域によっては支所・出張所の適正配置の努力が必要なところもあり、地域の実情に応じた取組が進められるよう留意すべきである。「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。なお、小規模な市町村においても、住民が行政に積極的に参画することにより、持続可能な行政サービス提供体制を構築しようとする真摯な試みが見られることに留意すべきである。

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

(2) 現行の事務の共同処理制度の特徴

現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実である。

3 具体的な方策

(1) 新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務

の共同処理を実施していくに当たって、その内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手続、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

（２）地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

（３）三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が１未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等に

ついて、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

（４）市町村間の広域連携の促進に向けた留意点

今後、市町村間の広域連携を一層促していくに当たっては、連携するメリットを住民にわかりやすく示すことが必要である。特に、既に一定の規模・能力を備え、広域連携において中心的な役割を果たすべき都市（地方中枢拠点都市や定住自立圏施策における中心市）と近隣の市町村が連携を行う場合には、それぞれのメリットが示される必要がある。同時に、中心的な役割を果たすべき都市のリーダーシップのあり方や、市町村間の新たな広域連携の仕組みを踏まえた財政措置のあり方、さらには法的責任の所在や構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべきである。なお、市町村間における民法上の契約等、地方自治法に基づかない広域連携についても、実際に広く実施されていることから、このような手法を含めて、連携を促していくべきである。また、市町村が連携して民間部門等を活用する取組は、災害対応や監査、福祉などの分野において有効であり、特に民間部門等の専門的な人材の活用も有用である。市町村の技術系職員等の有する知識や技術を継承できるよう、専門的な人材を共同で確保することも考えられる。これらの広域連携の取組によって、それぞれの地域が、それぞれの有する都市的な機能の魅力、自然環境の魅力等を高め、人々が地域に誇りを持って住み続けようと思えるような地域づくりを推進する必要がある。さらに、三大都市圏の住民を地方圏に呼び込むなど、交流人口を増やす取組の必要性も高まっており、近隣の都市圏域を越えた遠方の市町村との連携・交流など、交流人口の増加という視点も重要である。

資料 5 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（抜粋）
（平成 28 年 3 月 16 日 第 31 次地方制度調査会）

○広域連携について（抜粋）

第 2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

(2) 三大都市圏

① 基本的な認識

三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次の都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。

加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。

特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。

以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。

しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。

現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。

② 市町村間の広域連携

人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。

三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。

三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が 1 未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村

との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。

広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。

人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村に対し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。

○ガバナンスについて（抜粋）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

2 監査委員等

(1) 基本的な認識

地方公共団体の事務の適正性の確保の要請に的確に対応するとともに、これまでの地方制度調査会の答申や、平成20年次からの会計検査院の検査による地方公共団体の不適正な予算執行が指摘されたことも踏まえ、現行の監査制度をより有効に機能させるための制度改正が必要である。

監査委員は、長による内部統制体制の整備及び運用の状況をチェックするとともに、その結果を踏まえた監査を実施することにより、リスクの高い分野の監査を集中して行う等、専門性の高い部分に重点化した監査を行うことが可能となる。

これらを踏まえ、地方公共団体全体の資源が限られる中で、監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、必要な見直しを行うべきである。

(2) 監査の実効性確保のあり方

① 統一的な監査基準の必要性

現行の監査制度においては、監査の目的や方法論等の共通認識が確立されておらず、監査基準に関する規定が法令上ないことから、それぞれ独自の監査基準によって、あるいは監査委員の裁量によって監査を行っていることにより、判断基準や職務上の義務の範囲が不明確となっている。

このため、監査を受ける者にとっては、監査結果についてどのように受け止めるべきかが明確ではなく、監査の成果を十分に生かせておらず、住民から見ても分かりにくい状態になっている。

こうしたことを踏まえると、一般に公正妥当と認められるものとして、監査を実施するに当たっての基本原則や実施手順等について、地方公共団体に共通する規範として、統一的な基準を策定する必要がある。

その場合、地方公共団体は、統一的な監査基準に従って監査を実施することとするが、当該監査基準の内容については、地方分権の観点から、国が定めるのではなく、地方公共団体が、地域の実情にも留意して、専門家や実務家等の知見も得ながら、共同して定めることが適当である。

② 監査委員の合議が調わない場合の措置

監査委員の合議が調わない場合、監査結果の決定ができないことになるが、

監査の透明性を高める観点から、合議に至らない場合でも、監査の内容や監査委員の意見が分かるようにする必要がある。

③ 監査結果の効力

現行では、監査を受けた者が、監査の結果を参考として措置を講じた場合には監査委員に通知する義務がある一方、措置を講じなかった場合には何ら義務がないため監査の結果に対する対応が不明確となることから、監査の結果が有効に生かされるよう、必要に応じて監査委員が必要な措置を勧告できるようにし、これに対して、監査を受けた者が説明責任を果たすような仕組みが必要である。

(3) 監査の独立性・専門性のあり方

① 監査の独立性を高める方策

現在、監査委員は、長が議会の同意を得て選任することとされているが、監査委員の選任方法を公選とすることについては、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのか、また、議会による選挙とすることについては、実質的なメリットがあるのか、その場合の監査委員の制度的な位置付けをどのように考えるのかといった課題もあることから、慎重に考えるべきである。

監査主体の独立性とは、監査を受ける者から独立して監査機能を発揮することであると考えれば、外部監査制度の充実や外部の専門的知見の活用等、外部の視点からの監査を充実することや、監査の実施に当たっての監査委員の権限を拡充することによって、監査の独立性の向上につながると考えられる。

② 監査委員等の専門性を高める方策

選任された監査委員やそれを支える監査委員事務局、外部監査人に必要な専門性を担保していく必要があることから、監査の実施に当たって必要な専門性を高めるための研修制度を設けることが必要である。その際、研修の修了要件を明確化する等、外部から見ても専門性を有していることが分かるような仕組みとすべきである。

さらに、専門性の高い外部の人材の活用という観点から、監査委員が、特定の事件につき専門委員を任命できるようにする必要がある。

(4) 監査への適正な資源配分のあり方

① 基本的な考え方

監査制度の充実強化のための方策を実現する上で、監査にかかる資源にも限りがある中で、より有効な監査を効率的に実現するためには、議会の監視機能との関係も踏まえ、監査委員等への資源配分を適正にする観点から、必要な見直しを行うべきである。

② 議選監査委員のあり方

議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入され

たものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。

③ 監査執行上の工夫

監査資源に限られる中、効率的かつ効果的な監査を行うため、監査委員監査のうち、外部の専門的知見を活用することが効果的なものは外部に委ね、監査委員はより監査資源を投入したい監査に重点を置くことが考えられる。

④ 外部監査制度のあり方

包括外部監査は、監査委員の監査を外部の目から補完する観点から有用であることから、条例により導入する地方公共団体が条例で頻度を定めることができるようにすることにより、包括外部監査制度導入団体を増やしていくことが必要である。

また、適切なテーマ選定に資するよう地方公共団体を巡る課題についての情報提供を行う等、包括外部監査人をサポートする仕組みや、包括外部監査人に対する研修制度の導入により、その監査の質を更に高める必要がある。

個別外部監査については、監査委員監査を専門性の観点から補完することが期待されて設けられた仕組みであるが、監査委員の専門性が高まれば、個別外部監査の役割は小さくなっていく。

このため、個別外部監査について、導入を促進するという観点から条例の制定を不要とすることについては、監査委員監査の充実強化の成果を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

⑤ 監査委員事務局の充実

監査委員を補助する監査委員事務局の充実策として、専門性を有する優秀な人材の確保や研修の充実を効率的・効果的に行うための方策を講ずる必要がある。

また、市町村が連携して事務局の共同設置を行うことも有効な方策である。

⑥ 全国的な共同組織の構築

監査資源に限られる中で、効率的・効果的に、監査委員等の専門性が確保され、監査の品質向上が図られるようにするためには、地方公共団体に共通する監査基準の策定や、研修の実施、人材のあっせん、監査実務の情報の蓄積や助言等を担う、地方公共団体の監査を支援する全国的な共同組織の構築が必要である。

この場合、小規模な市町村等からの求めがあるときは、その監査の支援を当該共同組織が行うことも考えられる。

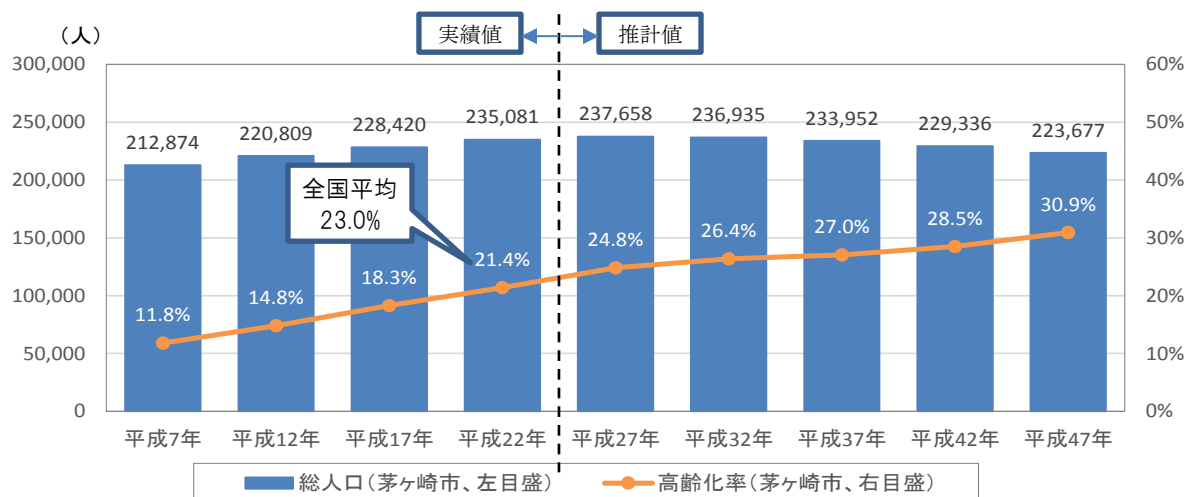
資料6 1市1町の今後の人口推移

◆茅ヶ崎市の今後の人口推移

国勢調査に基づく茅ヶ崎市の人口推移をみると、平成22年10月1日現在の総人口は235,081人となっており、現状においては増加が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が行った推計では、今後、平成27年の237,658人をピークに人口が減少に転じるとされています。

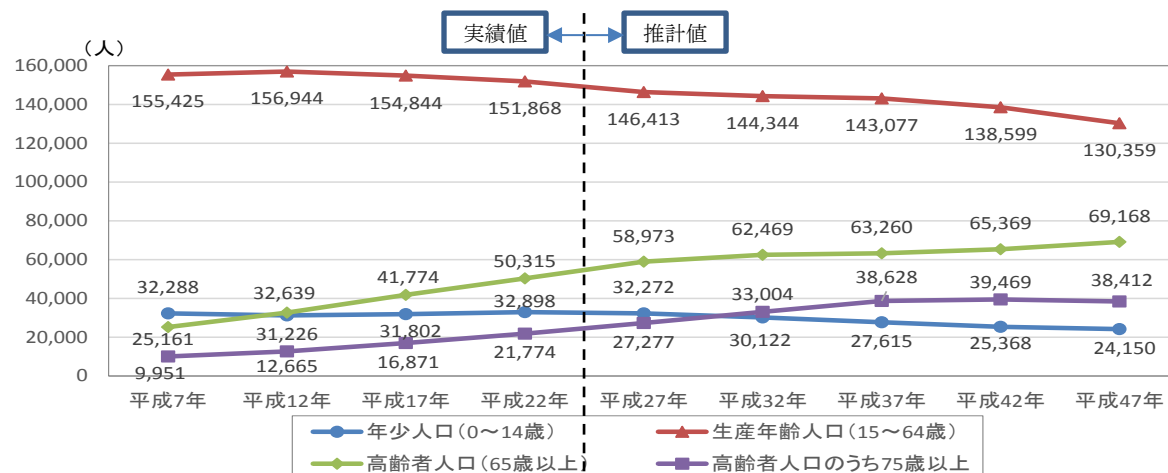
一方、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少していくのに対し、高齢者人口（65歳以上）は平成27年以降も増加が見込まれることから、高齢化率については今後も上昇が続き、平成47年には30%を超えると予想されています。平成22年時点の高齢化率（21.4%）は全国の高齢化率（23.0%）よりもやや低くなっていますが、その後も全国をやや下回る水準で推移し、平成47年時点では全国（33.4%）よりも2.5ポイント低くなっています。

図表1 茅ヶ崎市の総人口の推移（各年10月1日現在）



（出所）国勢調査（平成7年～22年）、平成27年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より引用

図表2 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の推移（各年10月1日現在）



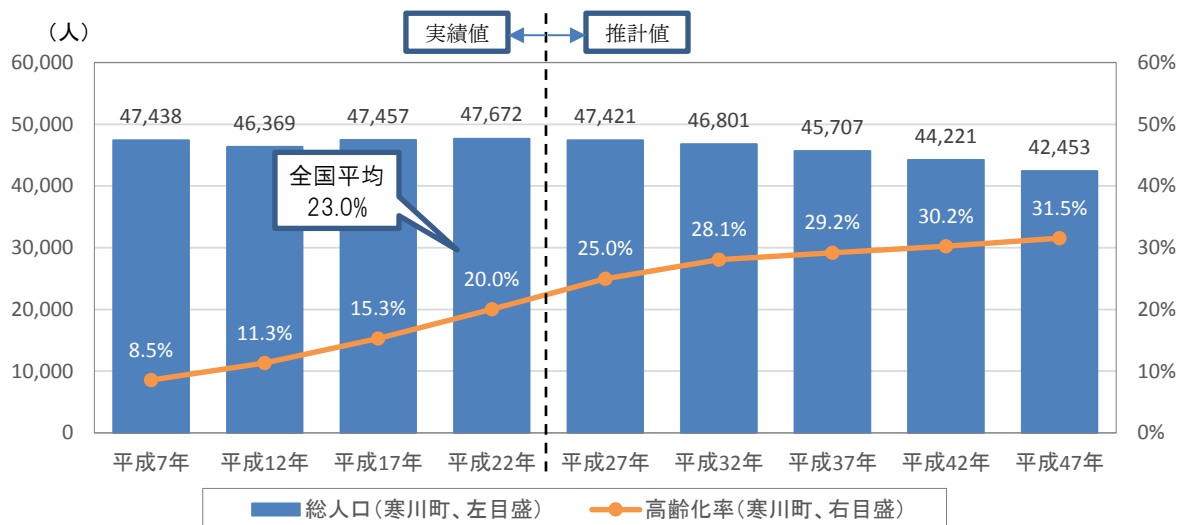
（出所）国勢調査（平成7年～22年）、平成27年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より引用

◆寒川町の今後の人口推移

寒川町の人口推移をみると、平成7年から22年にかけては47,000人程度で推移していますが、社人研の推計では、茅ヶ崎市よりも早く平成22年にピークを迎え、平成27年以降人口減少が続くとされています。

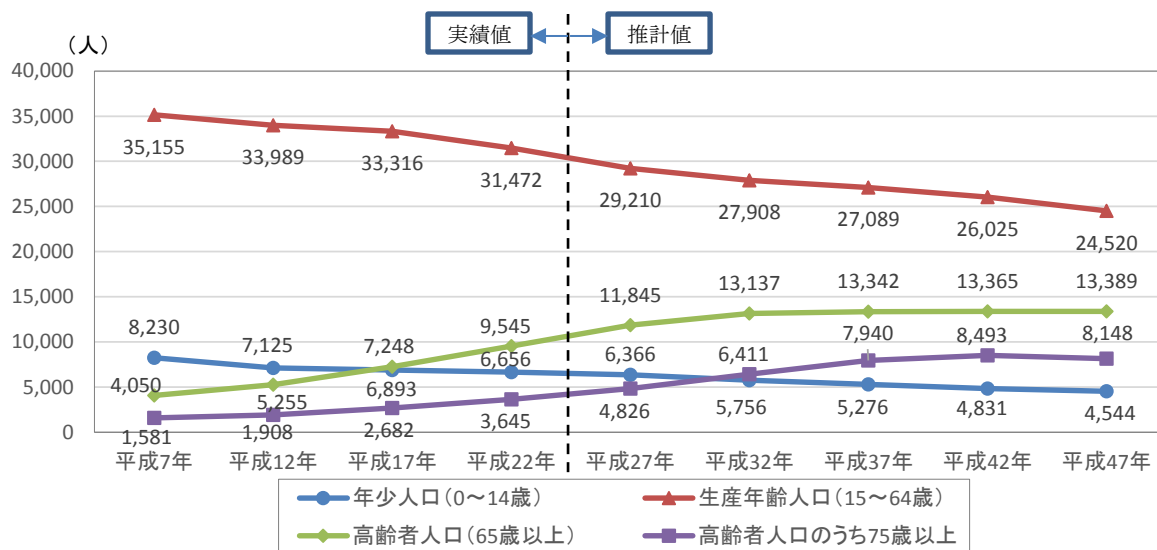
茅ヶ崎市と同様、年少人口や生産年齢人口が減少し、一方で高齢者人口が増加することにより、高齢化率は上昇すると推計しています。特に平成22年から27年にかけて高齢化率が大きく上昇し、その後は茅ヶ崎市より早いペースで高齢化が進むことが予想されます。平成22年時点の高齢化率（20.0%）は全国の高齢化率（23.0%）よりも3ポイント低いですが、その差が徐々に小さくなり、平成47年には1.9ポイント差となる見込みです。

図表 3 寒川町の総人口の推移（各年10月1日現在）



（出所）国勢調査（平成7年～22年）、平成27年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より引用

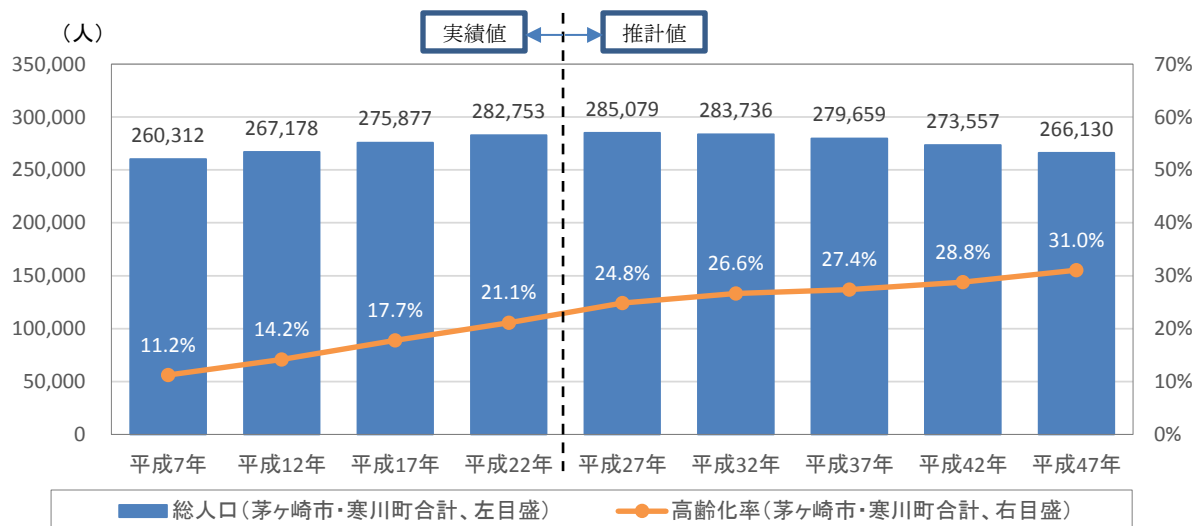
図表 4 寒川町の年齢3区分人口の推移（各年10月1日現在）



（出所）国勢調査（平成7年～22年）、平成27年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より引用

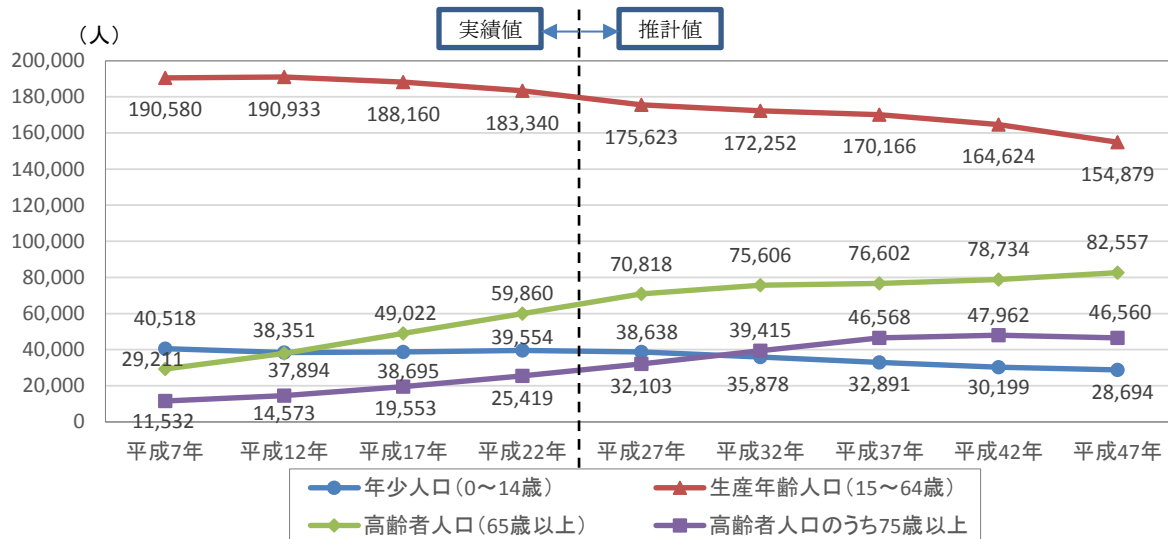
茅ヶ崎市・寒川町を合わせ、広域で人口推移をみると、下図のようになります。平成 22 年においては高齢者人口と生産年齢人口の比がおおむね 1:3 となっていたが、平成 27 年以降、高齢者人口が増加する一方で生産年齢人口が減少し、平成 47 年には 1:2 を下回ると推計されています。特に、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になることから平成 37 年には後期高齢者の人口が大きく増加し、これ以降は 46,000 人を超える水準で推移することが予想されます。

図表 5 茅ヶ崎市・寒川町を合わせた総人口の推移（各年 10 月 1 日現在）



（出所）国勢調査（平成 7 年～22 年）、平成 27 年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）より引用

図表 6 茅ヶ崎市・寒川町を合わせた年齢 3 区分人口の推移（各年 10 月 1 日現在）



（出所）国勢調査（平成 7 年～22 年）、平成 27 年以降の推計値については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）より引用

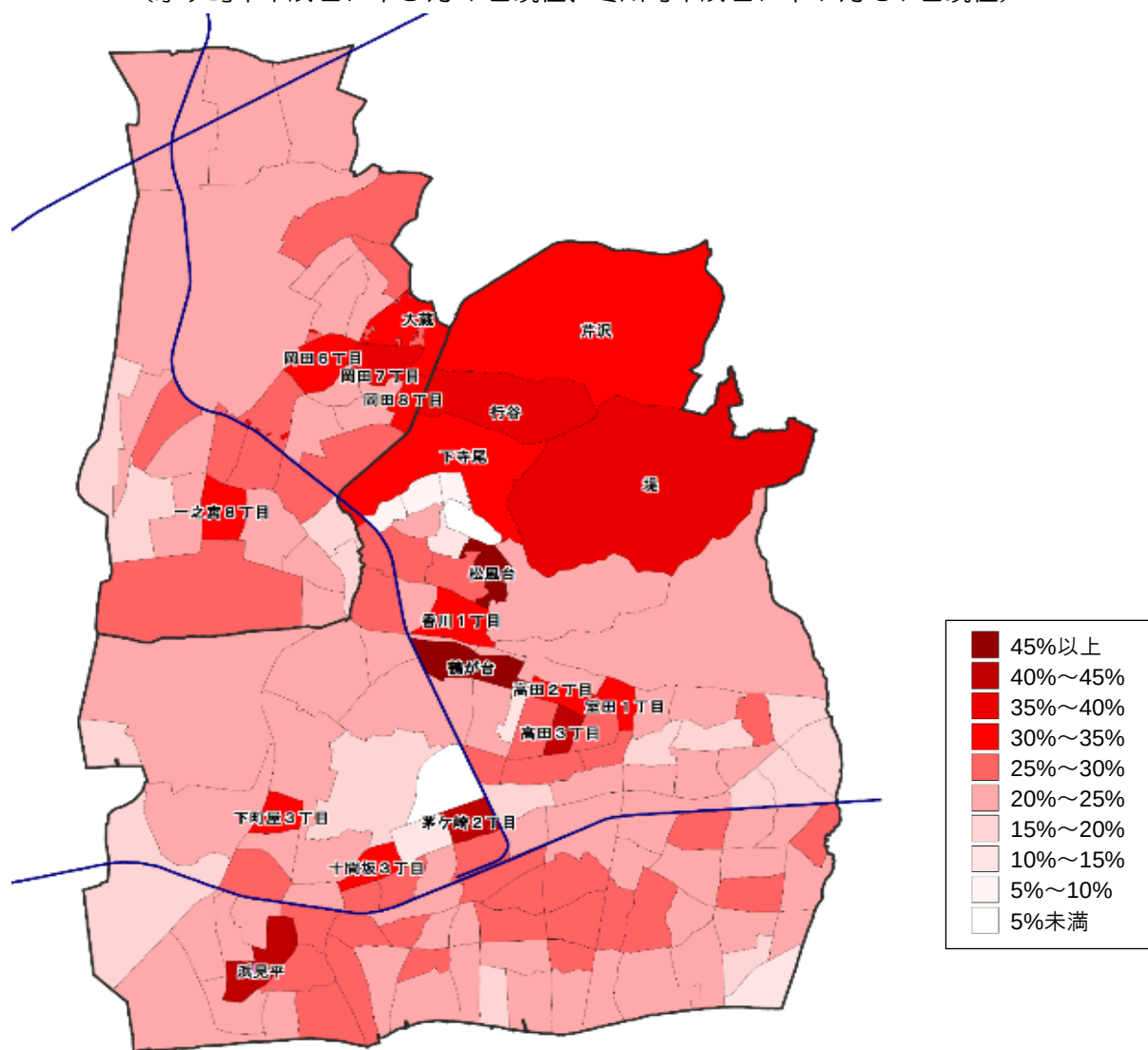
資料7 1市1町の高齢化率及び高齢者世帯の状況

◆1市1町の高齢化率

茅ヶ崎市の高齢化率は、平成27年8月1日現在で24.59%となっています。また、寒川町の高齢化率も平成27年7月31日現在で24.47%と、茅ヶ崎市とほぼ近い状況にあります。

なお、町丁字別に高齢化率をみると、高齢化の進行は地区によりばらつきがあり、茅ヶ崎市では、松風台が48.2%、鶴が台が46.8%、浜見平が44.8%など、昭和30年代後半から40年代にかけて宅地開発の進んだ地区で特に高齢化率が高い一方、みずき1丁目～3丁目など近年宅地開発が進んだ地区では1割を切る状況にあります。また、寒川町では、県営住宅のある岡田7丁目が38.0%と35%を超えていますが、それ以外の地区では概ね20%から30%前半となっており、それほど地域別に大きな差は見られません。

図表 茅ヶ崎市・寒川町の町丁字別高齢化率
(茅ヶ崎市平成27年8月1日現在、寒川町平成27年7月31日現在)

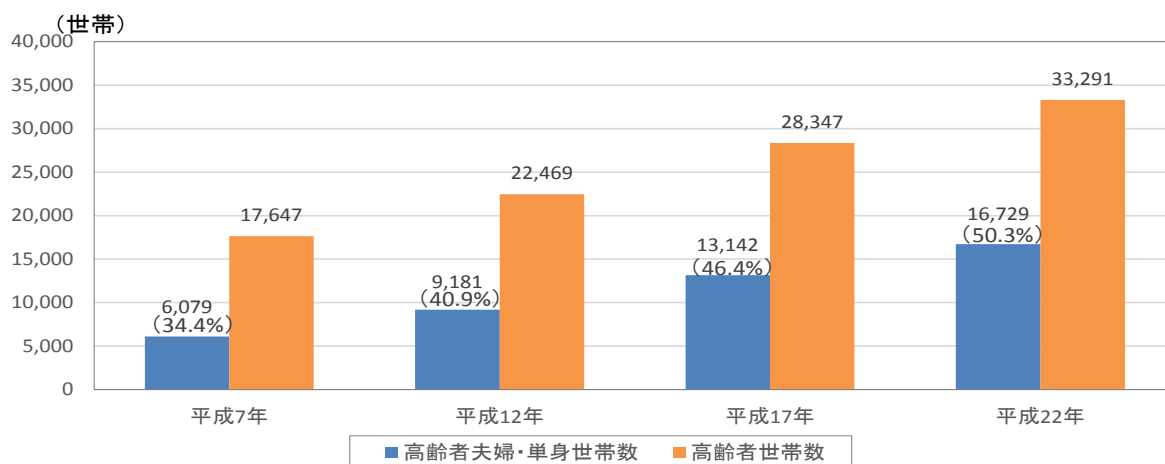


(出所) 茅ヶ崎市「年齢別・男女別・町丁目別人口」及び寒川町「年齢別人口集計表」

◆ 1市1町の高齢者世帯の状況

高齢者人口の増加に伴い高齢者世帯（65 歳以上の世帯員がいる世帯）が増加しています。茅ヶ崎市では、平成 7 年に 17,647 世帯だった高齢者世帯数が 15 年間で約 2 倍に増加し、平成 22 年には 33,291 世帯となっています。また、高齢者夫婦（夫・妻ともに 65 歳以上）・高齢者単身世帯は、平成 22 年には 16,729 世帯となり、高齢者世帯の半数を占めています。平成 22 年における全国の高齢者夫婦・高齢者単身世帯の割合は 47.2% であり、茅ヶ崎市は全国よりも割合がやや高くなっています（50.3%）。

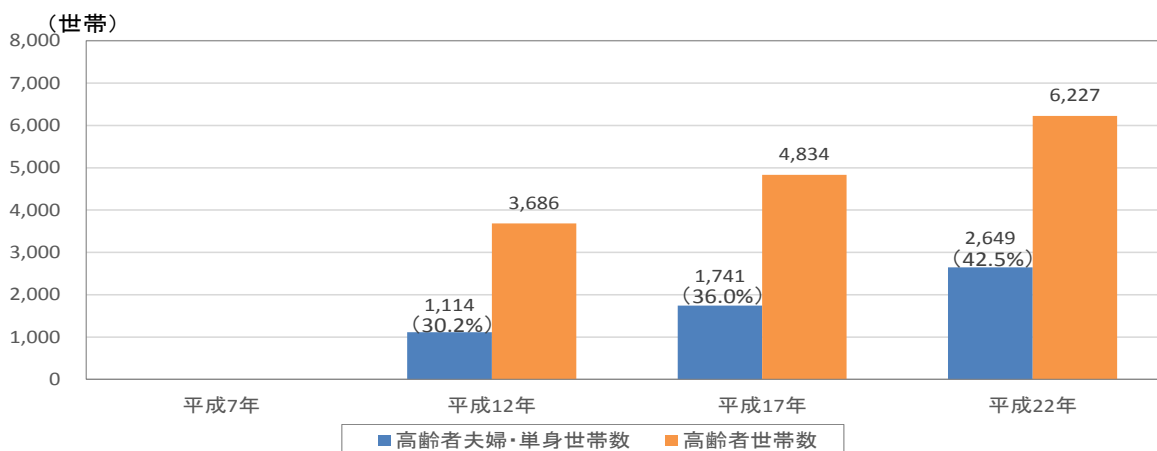
図表 茅ヶ崎市の高齢者夫婦・単身世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）



(出所) 国勢調査
※カッコ内は高齢者世帯全体に占める高齢者夫婦・単身世帯の割合

寒川町においても、高齢者世帯の増加が続き、平成 22 年には 6,227 世帯となっています。高齢者夫婦・単身世帯については平成 17 年から 22 年にかけて 908 世帯増加しており、平成 12 年から 17 年にかけての増加数と比べて大きな増加となりました。高齢者世帯に占める高齢者夫婦・単身世帯の割合は全国や茅ヶ崎市より低い水準にありますが、割合は高まる傾向にあり、茅ヶ崎市との差が小さくなってきています。

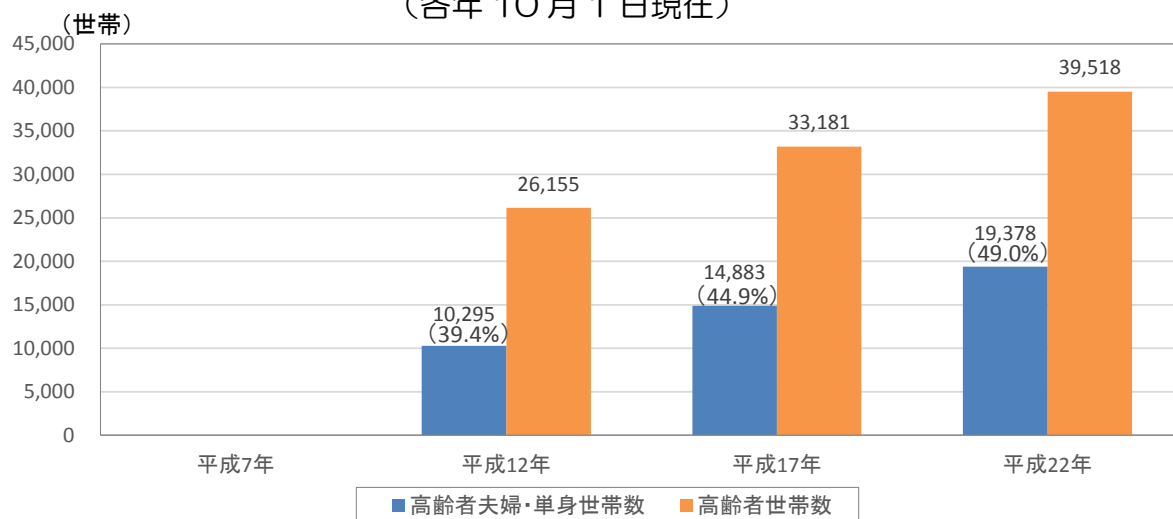
図表 寒川町の高齢者夫婦・単身世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）



(出所) 国勢調査
※平成 7 年については、該当する数値が公表されていない
※カッコ内は高齢者世帯全体に占める高齢者夫婦・単身世帯の割合

高齢者世帯数の推移について茅ヶ崎市・寒川町を合わせてみると、平成 22 年には高齢者世帯が 39,518 世帯まで増加しており、うち約半数が高齢者夫婦・単身世帯となっています。今後も高齢者数の増加に伴って高齢者世帯の増加が見込まれますが、一方で世帯員の構成も変化してきており、今後は家族以外の様々な主体による、高齢者を地域で支える仕組みを構築していくことが求められます。

図表 茅ヶ崎市・寒川町を合わせた高齢者夫婦・単身世帯数の推移
(各年 10 月 1 日現在)



(出所) 国勢調査
 ※平成 7 年については、寒川町の数値が公表されていないため合算できない
 ※カッコ内は高齢者世帯全体に占める高齢者夫婦・単身世帯の割合

資料 8 用語の説明

用 語（掲載ページ）	説 明
基礎自治体	基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体である市町村を指します。
一括法	平成 23 年から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「一括法」）により地方分権改革の取組が進められています。この一連の改革は、平成 12 年度の地方分権改革以来の大規模な改正となっており、条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲など地方公共団体の行財政運営にとって大変重要な内容となっています。
権限移譲・条例制定権の拡大	都道府県から市町村への権限移譲は、都道府県が担っている権限を市町村に移譲し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすることです。 また、条例制定権の拡大とは、これまで国が施設等の設置基準等を法令で全国一律に設定していましたが、これら基準の一部について地方公共団体が地域の実情に応じてその基準を条例で定めることが可能となることです。 市町村への権限移譲や条例制定権の拡大を通じて、地域での自己決定の度合いが高まり、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政運営が可能となります。 また、住民にとってもより身近な市町村で手続きが可能となることや、市政・町政への参画の機会が増えるなどのメリットがあります。
神奈川県「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方」（平成 23 年 5 月策定）	神奈川県は「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（平成 23 年 5 月策定）」の中で、「市町村がもつ権限（固有事務）や、大綱により制度的に移譲される権限、さらには条例による事務処理特例制度で任意で移譲される権限を執行するにあたって、単独の市町村で対応するよりも、複数の市町村が共同して取り組んだ方が効率的と判断される事務については、広域連携の手法により対応していくことが有効です。そこで県では、これまでの個別市町村への支援に加えて、広域連携の取組みを

	積極的に支援することとし、市町村の自主的な選択に応じた支援が可能となるよう制度を構築します。特に、財政的支援については、限られた財源の中で「選択と集中」の考えのもとで、広域連携に対する支援へと軸足を移してまいります。」との考え方を示しています。
消防指令業務の共同運用	消防指令業務は、消防組織法により各自治体はその施設を整備し運用することが原則とされていましたが、平成 17 年 7 月 15 日付消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」では、消防指令業務について、複数の消防本部による共同運用により消防力の強化やコスト面において有効であり、その推進に努める旨の通知がされています。
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習のことを指します。学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味など様々な場や機会で行う学習の意味で用いられます。
ツイッター・フォロアー	ツイッター社により提供されている情報サービスで、140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿することができます。アカウント登録を行うことでツイートが可能となるほか、希望するユーザーにフォローと呼ばれる指定を行うことで、自分のタイムラインにフォローしたユーザーのツイートを表示することができます。 これに対し、自分のアカウントをフォローしているユーザーをフォロアーと呼びます。閲覧のみであればインターネットに接続できる環境があれば誰でも可能です。
公益財団法人神奈川県市町村振興協会	神奈川県内の市町村の振興と健全な発展を図るため市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための助成事業や貸付事業等市町村を支援する諸事業を行っている公益財団法人です。各都道府県に同様の団体が設置されています。 市町村に対する助成事業には、広域的事業を行う市町村や複数の市町村が共同で組織する団体が特定の政策的課題に基づき実施する取組を支援する「市町村広域行政助成金」や複数の市町村が職員の資質の向上を図ることを目的として、共同で行う研修事業を支援する「地域別研修助成金」などがあります。

生涯学習の人材登録制度、生涯学習推進委員	1市1町ではそれぞれ、地域の学習意欲のある方に対し知識や技能等を紹介する講師となってくれる方を登録する人材登録制度を実施しています。 また、生涯学習活動の支援及び推進に関し広く意見を取り入れるため、茅ヶ崎市では「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会」、寒川町では「生涯学習推進会議」を設置しています。それぞれの委員は住民、関係団体、学校関係者等により構成されています。
アカウント	主にネットワークやコンピュータなどにログインするための固有の権利のことを指します。
地方制度調査会	地方制度調査会とは、地方制度調査会設置法により設置されている内閣府の附属機関です。内閣総理大臣の諮問に応じて、地方制度に関する重要事項を調査審議し答申しています。この答申結果を踏まえ、地方自治法等の地方自治制度に係る制度改正を行っています。 なお、委員は内閣総理大臣が任命する国会議員や地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者から30人以内で構成され、任期は2年となっています。昭和27年12月に第1次調査会が発足して以来、継続して設置されています。
出前講座	事業提供者（講座を行う側）が、受講者側の希望する施設等に出向き講座を行うものです。事業提供者は受講ニーズに応じて講座を開催することができます。受講者は身近な場所で希望する講座を受けることができます。
既存の会議体	茅ヶ崎市・寒川町の広域連携の枠組みで、主に次の会議や委員会等が設置され、当該事務事業に関する進捗管理を行っています。 ・火葬に関する事務…茅ヶ崎市斎場連絡会議 ・し尿処理…寒川町美化センター連絡会議 ・資源物処理…茅ヶ崎市と寒川町との資源物処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議 ・可燃ごみ処理…茅ヶ崎市と寒川町とのごみ処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議 ・通信指令業務…茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会 等

普通地方公共団体、特別地方公共団体	普通地方公共団体、特別地方公共団体のいずれも地方自治法に規定されている公共団体です。普通地方公共団体は都道府県や市町村などの事を言います。また、特別地方公共団体は組織や事務及び機能などが特別の性格を持つ、特別区・地方公共団体の組合（一部事務組合・広域連合）・財産区・地方開発事業団のことを言います。
広域市町村圏施策	日常生活の広域化に対応するため、国が広域的・総合的な市町村行政を推進するための施策をいいます。 ① 広域市町村圏施策(昭和 44 年度～) ② 新広域市町村圏域(昭和 54 年度～平成 2 年度) ③ 広域行政圏(平成 3 年度～平成 11 年度) ④ 広域行政計画策定要領(平成 12 年度～) この一連の施策を「広域市町村圏施策」と言います。
連携中枢都市（地方中枢拠点都市）	少子高齢化や人口減少社会の到来に備え地域が生き残るため、（１）三大都市圏以外で人口 20 万人以上の都市（２）昼夜間人口比率 1 以上の都市を「地方中枢拠点都市」として周辺の基礎自治体と連携していく構想が、平成 25 年 6 月に第 30 次地方制度調査会がまとめた答申の中で示されました。この構想は、平成 27 年 1 月 28 日に「連携中枢都市」という名称に変更されました。
集約とネットワーク化	中心市に高度医療、福祉等の都市機能を集約し、周辺の市町村と生活圏域のネットワークを形成するなど相互に役割分担を行うことで、圏域全体として必要な生活機能を確保する考え方です。
昼夜間人口比率	対象となる地域に常住する人口とその地域に通勤・通学で流入する人口を加えた人口から、その地域から通勤・通学で流出する人口を引いた人口のことを「昼間人口」と言います。夜間に通勤・通学を行っている人も含まれますが、昼間の買い物客などは含まれません。昼間人口に対し、その地域に常住する人口のことを夜間人口と言います。昼夜間人口比率とは、夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の割合のことを言います。都心部周辺の市町村では、都心部への通勤通学等により昼夜間人口比率が 1 未満となる傾向があります。

茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書	
平成26(2014)年3月発行	
平成29(2017)年3月改定	
第1刷 250部作成	
第2刷 150部作成	
発行 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議	
編集 茅ヶ崎市企画部広域事業政策課	寒川町企画部企画政策課
〒253-8686	〒253-0196
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	神奈川県高座郡寒川町宮山165
電話 0467-82-1111	電話 0467-74-1111
FAX 0467-87-8118	FAX 0467-74-9141
公式 HP http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/	公式 HP http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/